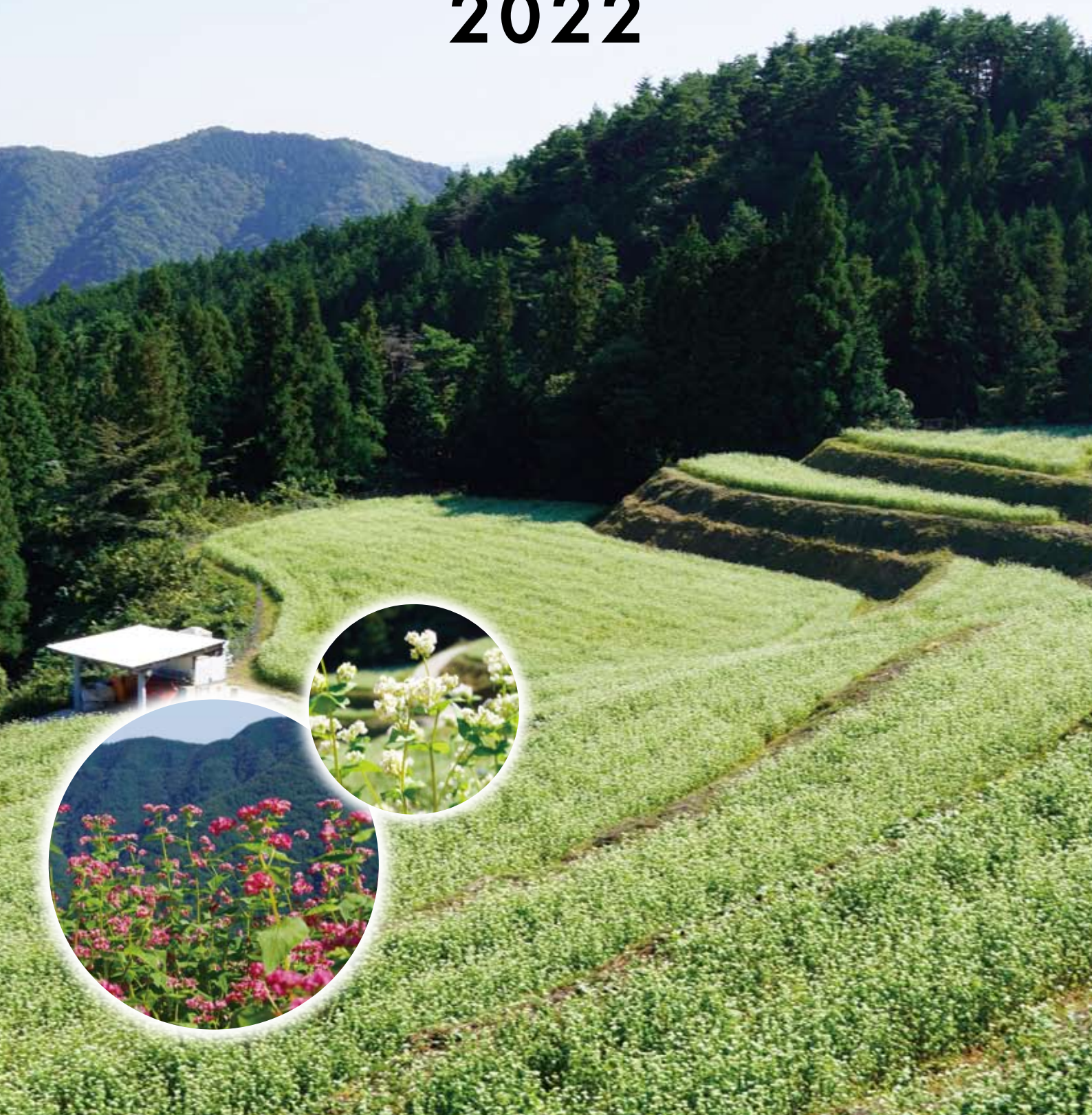


JAバンク香川信連

DISCLOSURE

2022





自然と人の間に。

JAマークはJapan Agricultural Cooperatives の略称JAをデザインしたもので、全体として三角構造の安定感のあるデザインは「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージし、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」をあらわしています。さらに、Jの左端の円は「農業の豊さ」「実り」と協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。また、色彩は自然環境と成長を象徴し、深みのある優しさを感じさせるJAグリーンを基本としています。

CONTENTS

ごあいさつ	1
経営方針	2
SDGs（持続可能な開発目標）への取組み	3
J Aバンクシステム	4
J Aバンク・セーフティーネット	4
業務の適正を確保するために必要な体制等	5
地域密着型金融への取組み	8
社会的責任と貢献活動	12
トピックス（TOPICS）	14
令和3年度の事業実績	16
■財務諸表	18
貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 剰余金処分計算書、注記表、確認書、会計監査人の監査	
■貯金	43
科目別・貯金者区分別貯金残高 科目別貯金平均残高	
■貸出金	44
科目別・貸出先別貸出金残高、科目別貸出金平均残高 貸出金の金利条件別内訳残高、貸出金の担保別内訳残高 貸出金の用途別内訳残高、貸出金の業種別残高 債務保証見返の担保別内訳残高 主要な農業関係の貸出金残高 貸倒引当金の内訳、貸出金償却額	
■農協法に基づく開示債権の状況および金融 再生法開示債権区分に基づく保全状況	49
■元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	49
■有価証券	50
保有有価証券の残高、保有有価証券の平均残高 商品有価証券の平均残高、保有有価証券の残存期間別残高	
■有価証券の時価情報	52
売買目的有価証券、満期保有目的の債券 その他有価証券	

■金銭の信託の時価情報	53
運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託	
その他の金銭の信託	
■デリバティブ取引等	53
金利関連取引、通貨関連取引	
株式関連取引、債券関連取引	
■受託業務・為替業務	54
受託貸付金残高、内国為替の取扱実績	
公共債の窓口販売実績、外貨建資産残高	
■損益の状況	55
利益総括表、事業純益、受取・支払利息の増減額	
役務取引の状況、その他事業収支の内訳、経費の内訳	
■諸指標・利回り	58
最近5年間の主要な経営指標の推移、利益率	
資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り	
経営諸指標、保有有価証券の利回り	
■自己資本の充実の状況（単体）	61
自己資本の状況、信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	
証券化エクスポージャーに関する事項	
オペレーショナル・リスクに関する事項	
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
金利リスクに関する事項	
■連結ベースのディスクロージャー	78
■役員等の報酬体系	79
役員、職員等、その他	
当会の概況	80
会員数、役員、職員、機構、店舗一覧	
特定信用事業代理業者の状況	
ATM設置状況、主な手数料一覧	
事業・商品・サービスのご案内	83
商品利用の留意事項	88
リスク管理情報	88
法令等の遵守	89
当会のあゆみ（沿革）	96
索引	97

*本冊子は農業協同組合法 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ



経営管理委員会会長

港 義弘



代表理事理事長

岡山 勝

皆さまには、平素より香川県信用農業協同組合連合会ならびにＪＡバンク香川をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。併せて、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、感染された方々やそのご家族、不安のなかにおられる方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

本年も当会をより深くご理解いただくため、当会の経営方針、業務内容、最新の業績等についてまとめた「ＪＡバンク香川信連 DISCLOSURE 2022」を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当会に対するご理解をより深めていただければ幸いです。

当会は、昭和 23 年 8 月の創立以来、香川県農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域金融機関として地域経済・社会の繁栄に貢献する金融機関を目指して業務を展開してまいりました。これもひとえに皆様のご愛顧、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、令和 3 年度のわが国経済は、景気の持ち直しの動きが続いたものの、新型コロナウイルス感染症の変異株の急速な感染拡大により、個人消費の持ち直しに足踏みがみられ、加えて、ロシアのウクライナへの侵攻等による原油・生産資材等の高騰、ならびに米国のインフレ抑制を優先する金融政策による急激な円安等の影響を受けて、先行き不透明感を強めています。また、ＪＡ自己改革については、農業生産基盤の弱体化やコロナ禍を契機とした価値観の変容、急速なデジタル化などＪＡグループを取り巻く環境が大きく変化するなかで、10 年後のめざす姿（持続可能な農業の実現、豊かでくらしやすい地域共生社会の実現、協同組合としての役割発揮）の実現に向けて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の 3 つの基本目標への取り組みを着実に実践し、不断の自己改革に引き続き取り組んでいくこととしています。一方、信用事業については、超低金利政策が長期化するなか、前述の経済情勢等に加え、人口減少・少子高齢化の進展等による事業基盤の縮小、さらには地球規模の社会・環境問題への関心の高まりなど時代の転換期を迎えています。

このようななか、当会は会員の負託に応えうる持続可能な経営基盤の確立とＪＡバンクシステムの充実を最優先課題として取り組み、会員への還元機能の充実、安定的・継続的収益の確保ならびに県域機能の充実とガバナンスを中心とした業務運営体制の強化に取り組んでいます。

また、今年度から 10 年後の将来像を見据えたうえで、向こう 3 年間にわたり我々が取り組むべき、新たな「ＪＡバンク香川中期戦略(2022～2024 年度)」がスタートしており、多様化する「農業」「くらし」「地域」の持続性を確保し、組合員・利用者目線で問題解決に取り組むため、ＪＡバンクならではの総合事業を活かした金融仲介機能をそれぞれの領域で発揮することで価値提供を進めてまいります。

今後とも当会は地域金融機関としての社会的役割と責任を充分認識したうえで、経営資源の有効な活用および適切な配分を行い、ＪＡバンク機能の一層の発揮に努める所存でございますので、更なるご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 7 月

香川県信用農業協同組合連合会

経営管理委員会会長 港 義弘
代表理事理事長 岡山 勝

経営方針

■経営基盤確立

県域金融機能の拡充とガバナンスを中心とした業務運営体制の強化、各種リスクに対応した自己資本の充実などに努め、強固な経営基盤を確立します。

■「JAバンクシステム」の確立

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」の確立を目指します。

■地域社会への貢献

系統資金の地元還元として地場産業への融資をはじめ、地域開発および地域文化向上に協力し、地域社会の発展に貢献します。

■経営の効率化と健全化

人的資源の有効活用、ITを活用した事業展開、内部監査の充実、不良債権処理による財務の健全化等に積極的に取り組みます。

■リスク管理態勢とコンプライアンス態勢の強化

各種リスクにかかる管理態勢を強化するとともに、社会的責任と公共的使命を全うするため、コンプライアンス態勢の強化に努めます。

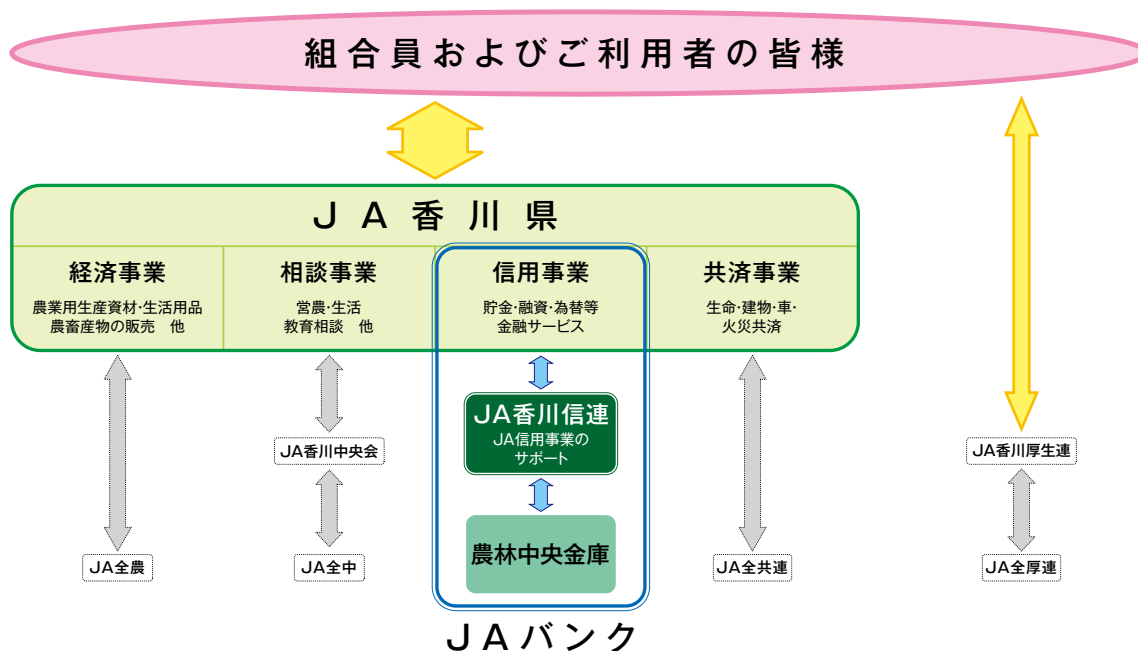
■JAバンク香川中期戦略

（2022～2024年）の実践

持続可能な農業の実現・豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現、協同組合としての役割発揮に向け、地域の実情に応じた創意工夫ある金融仲介機能を発揮し、ステークホルダー目線で課題解決に取り組みます。

- ① 金融仲介機能の発揮
「農業」・「くらし」・「地域」の3領域
- ② 徹底的な業務効率化
- ③ サステナブル経営に向けた不断の取り組み

“Each For All and All For Each”
一人は万人のために、万人は一人のために



SDGs(持続可能な開発目標)への取り組み

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月開催の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際社会共通目標です。持続可能な世界を実現するために、17のゴールと169のターゲットを設定し、2030年までに達成するよう各国で取り組みが進められています。

SDGsとJA網領は親和性が高く、JAグループにおいて食料・農業事業分野、地域・くらし事業分野、協同・組織運営分野等におけるSDGsへの取り組みを進める必要があります。当会は、「持続可能な経営基盤のもと、農業・地域に新しい価値を創造し続け、地域社会の発展に貢献していく金融機関」として、令和3年度に当会におけるSDGs取組方針を制定しました。



■「JA 香川信連 SDGs 宣言」

当会は、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、「地域開発および地域文化向上に協力し、地域社会の発展に貢献する」という経営方針のもと、持続可能な社会の実現に努めます。

○地域密着型金融機関として地域経済を創造

金融の力を通じて、地場産業や地域の魅力を発信することで地域経済を創造します。

○農業と食を通じ、地球環境へ配慮した地域への貢献

農業と食を主軸とした運営を行い地域を守るとともに、地球環境へも配慮した持続可能な地域社会の実現に努めます。

○働き方改革と多様な人材育成

働き方改革と多様な個性や能力が発揮できる職場環境をつくり、生きがいや働きがいのある持続可能な人材育成を行います。

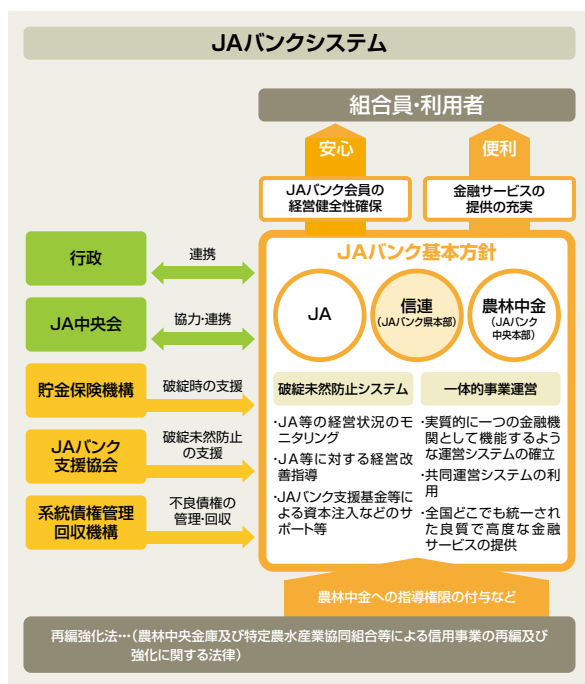
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



J Aバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J A・信連・農林中金が一体的に取組む仕組みを「J Aバンクシステム」といいます。

「J Aバンクシステム」は、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンク・セーフティーネット

J Aバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「J Aバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心を届けています。

破綻未然防止システム

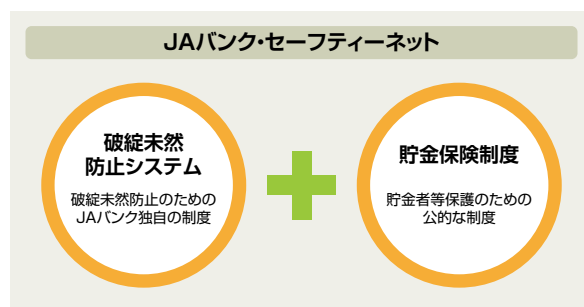
「破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のJ A等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のJ Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金※」等を活用し、個々のJ Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和3年3月末における残高は、1,652億円となっています。

貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目指す制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容となっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和3年3月末現在で4,522億円となっています。



業務の適正を確保するために必要な体制等

■業務の適正を確保するために必要な体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての社会的責任と公共的使命を全うするために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

内部統制基本方針

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款・諸規程に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては、コンプライアンス委員会が事前に審査を行う。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的に管理する。こうしたリスク管理を適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスク資本を配賦し、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関する管理を実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等の際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任するほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5 内部監査体制

- (1) 本会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、本会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査結果を担当理事等に報告するとともに、年度内部監査実施状況を取りまとめ理事会および経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 監事の職務執行の補助は、監査室が担当する。
- (2) 監査室には、内部監査業務のほか、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、原則として3名以上の専任の職員を配置する。
- (3) 監査室に配属する職員が監事の職務執行を補助する場合は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。

7 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
- (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査室は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。

8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、J A監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和3年度の運用状況は以下のとおりです。

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款・諸規程に適合することを確保するための体制
法令等遵守体制については、役員行為規範、職員行動規範、当会職員の服務と倫理を定めるとともに、コンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力との関係遮断については、マネロン・テロ資金供与対策を含めた研修会の開催等により、役職員の意識の醸成を図っています。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書等管理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当会は、リスク管理にかかる基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJ Aバンク香川業務継続要領を定めています。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画および事業計画の進捗管理を部長会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、役員・部長会議を、週1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。
- 5 内部監査体制
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。
- 6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、専任の職員を配置しています。
- 7 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。
- 8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

地域密着型金融への取組み

当会は、J A香川県と一体となり香川県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、農業と地域社会に貢献するためJ Aバンク香川中期戦略に基づき地域密着型金融の推進に取り組んでいます。

■農業メインバンク機能強化への取組み

(農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする金融サービス)

1. 農業融資の円滑な取組み

J Aバンク香川は、各種プロパー農業資金に対応するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和4年3月末時点の当会の農業融資残高は6,082百万円(うち日本政策金融公庫受託融資残高は1,471百万円)となっています。

また、新規就農者の経営と生活をサポートするための青年等就農資金から経営再建を支援する負債整理資金に至るまで、担い手の経営実態やニーズに則した幅広い資金提供に取り組んでいます。

2. 担い手のニーズに応えるための取組み

J Aバンク香川では、地域の農業者との関係を強化し、地域農業を振興するため主に下記の各種施策に取り組んでいます。

(1) J A香川県ならびに当会が農業金融相談窓口としてそれぞれ「農業金融センター」を設置し、J Aのサポート指導機能、農業法人等への融資相談機能の拡充、強化を図っています。

J A香川信連農業金融センター
(0120-831-550)

(2) J Aバンクの農業融資担当者等の資金相談・経営相談への対応力向上につなげ、農業者の一層の満足度向上を図る事を目的として、J A香川県および当会に「J Aバンク農業金融プランナー」を配置しています。

(3) 農業担い手への的確な資金対応と安定経営に向けたコンサルティング機能の発揮は必須の取組みと位置づけ、総合事業体とし

ての特性を活かしたソリューションを提供し、農業者・食農関連企業への資金対応とコンサル機能を発揮する担い手コンサルティングを実践しています。

(4) 新型コロナウイルス・農業資材等価格高騰対策として、農業者等の緊急経営支援を目的とした、「J Aバンク香川災害緊急特別対策保証料助成」・「J Aバンク香川災害緊急特別対策利子補給」制度の取扱いをしています。

3. 投資事業(アグリシードファンド)

国内農業・環境(ビジネス)の発展・成長に貢献するため、農業振興・環境貢献に取り組む農業法人を、ファンドを通じてサポートしています。

4. 事業間連携の強化

J Aグループの強みである多方面にわたる事業のなかでも、信用事業と営農経済事業の連携を強化し、農業融資を軸とする資金面と農業技術指導を軸とする営農指導面を融合させることで、総合力を活かした担い手支援に積極的に取り組んでいます。

■生活メインバンク機能強化への取組み

(利用者から選ばれ利用され続ける金融機関を目指す取組み支援)

1. J Aバンクローンの推進

J Aバンク香川では、お客様のさまざまなライフプランやニーズに合わせて、各種ローンを品揃えしています。住宅の新築・購入をはじめ、増改築・外装工事などさまざまな用途にご利用いただける住宅ローン、自動車やバイクの購入、修理・車検費用などカーライフに関するあらゆる用途にご利用いただけるマイカーローン、その他お客様のニーズにお応えするために各種ローンをご用意しています。

2. 「J A住宅ローン・新エコ割」

J Aバンク香川では、環境配慮型の住宅を

新築・改築する方ならどなたでもご利用いただける「J A住宅ローン・新エコ割」の取扱いに対して金利優遇措置を行っています。なお、令和3年2月より、従来のオール電化住宅や太陽光発電住宅等に加えて、低炭素住宅や断熱性機能に優れた住宅（ZEH）の新築を新たに対象とするなど、これまで以上にご利用いただき易くなっています。このように、J Aバンク香川では、組合員をはじめ地域のみなさまのニーズに積極的にお応えできるように努めています。

■地方創生への取り組み

当会は、地方創生への取り組みに積極的に関与するため、香川県が策定した「かがわ創生総合戦略」の政策目標のうち「農林水産業の担い手の確保・育成」に呼応し、J A香川県の農業インターン修了者が新規就農に従事する場合、当会が営農費用の一部を助成することにより、就農直後の経営の安定化を図ることを目的として、「J Aバンク香川新規就農助成要領」を平成28年4月1日に制定し、令和4年3月末現在で48名に対し、助成を行いました。今後もJ A香川県担い手サポートセンターおよび各農業金融センターと連携し、J A自己改革が目指す農業振興による農業所得の増大と地域活性化に貢献していきます。

■農業所得増大・県内食料自給率向上への取り組み支援

当会は、J Aグループが行う地産地消の推進等による県内食料自給率の向上、流通コストの低減等による農業所得の増大を図る取組みを支援しています。

また、農業者が抱える経営課題を洗い出し、解決方法を提案する「担い手コンサルティング」を実施し、農業者の所得向上を目指しています。

■農商工連携事業

農業と商工業の連携強化を支援するため、農産物の魅力とブランド力を発信するイベントの企画・開催や、（公財）かがわ産業支援財団が行

う「かがわ農商工連携ファンド事業」への参画などの活動を通じて、地域社会の発展のために努めています。

○商談会・ビジネスマッチング

香川県の農林水産物の販路拡大および認知度、ブランド力向上を図るために、香川県・かがわ産業支援財団等と連携し、フードストアソリューションズ2021をはじめ香川県食品商談会等、FOOD STYLE Kansai 2022、県内外で開催された4商談会に参画しました。

当会はこのような商談会やビジネスマッチングの場を提供することにより、6次産業化や農商工連携への支援、農業の発展に貢献しています。



フードストアソリューションズ2021の様子

○ビジネス交流フェア

県内の農林漁業者と中小企業との連携・協力して行う新商品の開発や販路開拓などの取組み支援のため、（公財）かがわ産業支援財団が創設する「かがわ農商工連携ファンド」と連携し、地域に潜在しているこだわりの農林水産物等の加工や商品開発に関する提案、相談の場を提供することで、農業者の6次産業化およびビジネス交流を応援しています。

■J Aバンクアグリサポート事業の支援

当会は、J Aバンクが農業・農村に対する支援・貢献を実施するために設立した一般社団法人J Aバンクアグリ・エコサポート基金（以下「アグリエコ基金」という）が行う下記事業について、

協力・支援を行っています。

○利子補給事業

厳しい経営環境に直面する担い手に対して、その借入負担の一部を軽減することにより、農業経営の安定化・効率化を支援しています。

担い手の多様な資金ニーズに対応するため、当会では、JAバンクとして取組む全国共通の「利子補給事業」の指針に基づき、県域独自の利子補給事業を展開し、担い手の支援を実践しています。

○JAバンク食農教育応援事業

地域の小学生へ、食農・環境・金融経済の教育活動を通じて農業への理解を広げるため、JAバンク食農教育応援事業として、JA、当会、農林中央金庫が連携し、アグリエコ基金の費用拠出によって製作された補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しています。この取組みは今年で15年目を迎え、県下の小学校154校の小学5年生に9,680冊、特別支援学校等に特別支援教育版「農業とわたしたちの暮らし」110冊を届けました。

■金融円滑化への対応

当会は農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくことを、最も重要な役割のひとつとして位置づけており、お客さまからの借入れ条件変更等のご相談やお申込には、引き続き真摯かつ丁寧に対応するとともに、経営相談に積極的かつきめ細かく対応することで経営改善への取組みを支援しています。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債

務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

■お客様本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会は、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員または会員の組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定し、取り組んでいます。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(3) お客さまにご負担いただく手数料について

て、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和3年1月改訂）との対応を示しています。

社会的責任と貢献活動

■地方自治体・関係団体等への協力

当会は、地域金融機関として、国税・地方税の収納をはじめ、県指定代理・高松市収納代理金融機関としての役割を果たす一方、各種年金受取や各種公共料金等の口座振替、給振・財形の元受機関、国民年金保険料の収納事務などの業務を行っています。

■ポスターコンクール

当会は、小学生たちが農作業をしている家族や農業にかかわる人々をモチーフに描写することを通じて農業に関心をもち、自然を大切にすることを育んでくれることを願って、県下の小学生を対象に、毎年「貯蓄に関するポスターコンクール」を実施しています。この取り組みも令和3年度で54回を数え、県下の小学校117校から1,142点もの作品の応募がありました。厳正な審査の結果、入選作品を選定し、サンポート高松において作品展示会を行いました。当会理事長賞作品は本誌裏表紙に掲載しています。



「貯蓄に関するポスターコンクール」作品展示会

■環境美化活動

当会は、高松市環境美化都市推進会議の提唱する「私たちのまちを、私たちの手で美しく」に呼応して、定期的実施されるサンポート高松・中央通り一斉清掃に参加し、清潔で美しいまちづくりに積極的に参画しています。

また、当会の環境美化に対する自主的な取り組みとして、職員によるJAビル周辺の清掃も行っています。



■環境保全への取り組み

当会は、森林資源の有効活用としてコピー用紙は、再生紙を使用しています。

さらに、CO2排出量を少しでも抑制するため、役職員が使用する推進車は環境にやさしいハイブリッド車を導入しています。

■地球にやさしいオフィス登録

ゴミの減量・資源化に取り組んでいる当会は、高松市が募集する「地球にやさしいオフィス」に登録され、その実績を通して地球環境の保全に努めています。



■日本赤十字社の献血への参加

JAバンク香川では、地域社会の一員として、当会をはじめとするJAグループ役職員による献血を年数回実施しており、当会は「献血サポーター」にも登録され、積極的に協力しています。



■エコキャップ、プルタブ回収活動

当会は、ペットボトルキャップの回収活動を通じて支援事業団体に協力する“エコキャップ回収活動”に賛同し、協力しています。

また、車椅子を贈呈する“プルタブ回収活動”に賛同し、全役職員で取組んでいます。



■使用済み切手・外国コイン回収運動への協力

当会は、県内の協同組合が連携して取組む社会貢献活動として、かがわ協同組合連絡協議会が行う使用済み切手および外国コイン回収活動へ協力しています。使用済み切手については、これまで累計で計 2,503.6g を、外国コインについては、平成 28 年 10 月の取扱開始から令和 4 年 3 月の間に計 914g を回収して香川県ユニセフ協会へ贈呈しました。

■食の安全・安心への取組み支援

当会は、J A グループが行う安全・安心な食料を地域社会に安定的に供給し、健康で豊かな人間性を育む健全な食生活を支えていく事業に参画するとともに、地域農業の振興と発展を目的とした農業担い手育成・対策事業にも取組み支援をしています。

■鍛えあげインターンシップ

香川大学では、地域社会の期待に応える有為な人材を育成するため、学外のフィールドでの学習を体験することで社会のリアリティに触れ、学生の知識・技能・態度を実践の中で鍛えあげることが目的とした「鍛えあげインターンシップ制度」を実施しています。当会は同制度に賛同し、制度創設時から継続的に学生の受入れを実践しており、令和 3 年度は 10 月 4 日から 10 月 8 日の間に受入れるなど、地元大学の取組みを強力にサポートしています。

J A バンクの一員として、また組織人として

の実体験を通じて社会のリアリティに触れることをコンセプトとする当会独自の実習カリキュラムは、受入学生はもとより香川大学からも高く評価されています。

■『健康経営優良法人 2022

（中小規模法人部門）』事業所の認定

当会は、協会けんぽ香川支部が香川県との「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」に基づく協働事業として、平成 28 年 8 月から取扱いが開始された「事業所まるごと健康宣言」に参画し、平成 29 年度「健康経営取組事業所」として認定されています。

平成 30 年度より日本健康会議による認定制度である「健康経営優良法人」の取組みに参画し、令和 3 年度についても引き続き「健康経営優良法人 2022（中小規模法人部門）」に認定されています。

■『子育て行動計画策定企業』の認定

当会は、平成 28 年 2 月に香川県の「子育て行動計画策定企業」（第 156 号）に認証され、「働きやすい職場環境づくり」に取組んでいます。

現在は、令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間の計画期間とした第 4 回一般事業主行動計画を新たに策定し、毎週水曜日のノー残業デーと、月 2 回の部署別ノー残業デーの設定、更には年 4 回の部署別ノー残業ウィークを設けています。また、時間外労働の削減とともに、ブリッジホリデー・プラスワンホリデー制度を活用して年次有給休暇の取得促進を図るなど、職員のワークライフバランスの充実に向けて取り組んでいます。

トピックス (TOPICS)

■窓口ロールプレイング大会

「店舗に足を運んでくださるお客様」に最良のサービスを提供できるよう、ＪＡ香川県が実施している窓口セールス研修とタイアップした「窓口ロールプレイング大会」を令和３年１２月８日と９日に開催しました。



窓口ロールプレイング大会

■ＪＡバンク香川信用事業推進研修会

ＪＡバンク香川は、「ＪＡバンク香川中期戦略」を策定し、『「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるＪＡバンク」の実現』を基本目標として、ＪＡ、農林中央金庫ならびに当会が一体となってさまざまな取り組みを行っています。

令和３年度は、この中期戦略に基づき、農業メインバンク・生活メインバンク機能の強化をはじめ、ＪＡ・信連の一体性を強化した取り組みを進めていくために、令和３年１１月１０日から１２日にかけて信用事業推進研修会を実施しました。



ＪＡバンク香川信用事業推進研修会

■ＣＳ改善プログラムの取組み

事業基盤の中核である正組合員の高齢化に伴う世代交代が本格化している状況下、正組合員数の減少に加え、ＪＡバンク香川を取り巻く環境は刻々と変化しています。この環境変化に対応し、顧客に選ばれるＪＡを目指すためにＪＡバンク香川では、継続してＣＳ改善プログラムに取り組んでいます。

ＪＡ香川県では「ＣＳ改善プログラム」に基づき、令和３年度については、ＪＡ、当会からＣＳサポーター２７名および県域サポーター２名、併せて計２９名を選任しました。「職員自ら考え、行動する」人材を育成することでＪＡの顧客満足度・職員満足度向上を目指した取り組みにするため、ＪＡ経営層も率先して働きかけているほか、当会としても各種の支援を行っています。

ＣＳ改善活動開始後、ＪＡのお客様からは「支店の雰囲気が明るくなった」「職員の対応が良くなり、ＪＡが変わった」等の声が寄せられています。

■ＪＡの支援・補完機能の強化

令和３年１１月に開催された第１６回香川県ＪＡ大会において決議された「香川県ＪＡグループの重点取り組み事項」に基づき、当会は、ＪＡの支援・補完機能を発揮するとともに、環境の変化に対応できるよう検討を行います。また、ＪＡグループとして最大の機能を組合員に対して発揮できるよう、グループ組織間の一層の人事交流をすすめるとともに、機能分担の最適化や一体的な運営に努めます。

■年金推進研修会

渉外担当者の年金口座に対する意識の高揚、年金受給予定者の「請求手続」による獲得の強化等を目的とした年金推進研修会を実施しました。

■経営力の強化と人材育成の取組み

当会は、社会的責任と公共的使命を果たし地域社会から信頼を確立するために、毎年度、当会ならびに県内ＪＡの役員、幹部職員を対象に

コンプライアンス研修会を開催するなど、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって取り組んでいます。

さらに、『人事管理の基本方針』等に基づき、人材育成にも積極的に取り組んでおり、「階層別研修会」をはじめ、階層の枠を超えた「コンプライアンス研修会」、役職員の健康管理に関する「衛生講習会」等を開催するなど、あらゆる機会を通じて経営力の強化と人材育成に取組み、役職員の総合力発揮を目指しています。

■新型コロナウイルス感染症拡大への対策 および各種取り組みへの影響

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えないなか、J Aバンク香川では、安定的な金融機能の維持、来店者および職員の感染予防に向けた対策の一環として、令和3年4月に「検温機能付顔認証リーダー非接触消毒バナースタンド」を導入し、J A香川県全金融店舗に124台を配備しています。

また、当会が毎年開催している下記のイベントについて、新型コロナウイルス感染者拡大の影響を鑑みて令和3年度は中止しました。

- ① J Aバンク食農教育応援事業の一環として県内で生産される農産物の種類や産地、また日々の食生活が地域農業と深く関わっていることへの理解と地産地消の普及促進のための「中学生による料理コンクール」
- ② プレ年金層ならびに既受給者層を対象とした「プレミアムライブ」
- ③ ポスターコンクール表彰式

令和3年度の事業実績

■経済・金融情勢

わが国の経済は、景気の持ち直しの動きが続いたものの、新型コロナウイルス感染症の変異株の急速な感染拡大により、多くの地域でまん延防止等重点措置が適用され、個人消費が伸び悩みました。

海外経済については、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰や、米国のインフレ抑制を優先する金融政策による急激な円安等、多くのリスクを抱えており、今後も注意が必要であると認識しています。

■令和3年度の事業概況

◇資金調達

貯金については、J A香川県における金利優遇キャンペーン等の取組みなどが要因となり、期末残高は1兆7,167億円と前年度を92億円上回り、0.5%の増加となりました。

なお、平均残高は前年度を21億円下回り、0.1%の減少となりました。

◇資金運用

貸出金については、継続的に系統資金の地元還元に努めた結果、畜産業を中心に農業融資が伸長し、期末残高は467億円となり前年度比7億円、1.5%の増加となりました。

なお、平均残高は、前年度比12億円、2.8%の増加となりました。

余裕金運用については、インフレ長期化懸念による米国金利上昇など投資環境の先行き不透明感が増すなか、国内外の債券のほか、受益証券を中心とした株系・為替系資産等へのバランスを考慮した分散投資を行った結果、平均残高は預け金が0.4%の増加で8,410億円、有価証券（金銭の信託含む）が前年度比変わらずの9,160億円となりました。

◇企画業務

J Aバンク香川中期戦略に基づき、組合員・利用者目線による事業対応の徹底と持続可能な収益構造の構築を目的として、農業・地域の成長支援、貸出の強化、ライフプランサポー

トの実践、組合員・利用者接点の再構築を図るとともに、J Aと県域が一体となって変革を実践できるよう、基盤構築・事業運営に努めました。

また、全国の信用事業システムであるJ A S T E Mシステムの安全かつ安定的な運営と、情報資産の適正な保護・管理・利用に向けた情報セキュリティ管理体制の強化に取り組みしました。

◇J A指導

「J Aバンク会員」として「J Aバンク基本方針」を遵守するとともに、会員J Aに対して、農林中央金庫、中央会系統との連携を強化し、国庫金振込事務、登録金融機関業務および不祥事未然防止に向けた検査・指導を行い、J Aの内部管理態勢、事務管理態勢等の向上に努めました。また、事務統一への取組みを支援し、J Aバンク香川における事務の適正化・効率化を図っています。

また、J A営農・経済事業の成長・効率化プログラムについては、J A香川県、中央会、農林中央金庫と連携し、営農支援事業およびふれあいセンター・産直事業の収支改善に向けた実行計画書を策定し、実践支援を行っています。

◇経営管理

経営上の諸課題のうち、リスク管理やコンプライアンスについては、委員会機能の充実により態勢を強化し、業務・会計面については検査・監査および内部けん制を通じて適正に処理するとともに、経営の健全化と効率化、安定的還元と自己資本増強に努めました。

また、各種研修会の実施、自己研鑽の推奨などによる人材育成に努める一方、法令等遵守、自己責任原則に基づく内部管理態勢の適切性・有効性を検証するため、リーガルチェックや自主検査を充実し、経営の健全性確保・向上に努めました。

以上のことを含めて総合的に、「経営力の強化策」を実践し、組織目標の徹底、ガバナンス

スの強化、役職員の総合力の発揮に向けて引き続き取り組んでいます。

◇収支状況

市場環境の変化に対応するために、役職員一同、経営基盤の確立、信頼性の向上および金融機能の向上に努めた結果、継続して経費の削減に努めたこともあり、当期剰余金は5,897百万円（計画対比 3,648 百万円増加、前年度対比 467 百万円増加）となりました。

令和3年度については出資配当金 568 百万円、事業分量配当金 3,004 百万円を会員に還元しています。

その結果、次期繰越剰余金は 667 百万円となりました。

■財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年3月末	令和4年3月末
(資 産 の 部)		
現 金	284	567
預け金	846,092	831,103
系統預け金	845,889	830,900
系統外預け金	203	203
金銭の信託	63,956	88,574
有価証券	914,324	938,150
国 債	374,170	330,260
地方債	8,633	8,578
社 債	8,406	6,948
外国証券	57,545	56,854
株 式	22	22
受益証券	465,546	535,486
貸出金	46,067	46,754
証書貸付	12,823	14,103
当座貸越	4,020	3,727
金融機関貸付	29,224	28,924
その他資産	3,054	3,173
差入保証金	0	0
金融派生商品	20	16
仮払金	34	206
未収金	1,227	1,296
その他の資産	331	325
未収収益	1,297	1,309
前払費用	－	14
約定取引未決済貸	139	－
未決済為替貸	3	5
有形固定資産	331	301
建 物	37	35
土 地	252	218
リース資産	－	26
その他の有形固定資産	41	22
無形固定資産	163	127
ソフトウェア	163	127
外部出資	100,272	100,282
系統出資	99,571	99,571
系統外出資	700	710
債務保証見返	83	90
貸倒引当金	△ 261	△ 290
(うち一般貸倒引当金)	(△ 132)	(△ 129)
(うち個別貸倒引当金)	(△ 128)	(△ 161)
外部出資等損失引当金	△ 1,252	△ 1,157
資産の部合計	1,973,118	2,007,678

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年3月末	令和4年3月末
(負 債 の 部)		
貯 金	1,707,549	1,716,722
当座貯金	4,077	5,413
普通貯金	2,069	1,649
貯蓄貯金	0	0
通知貯金	472	611
別段貯金	365	319
定期貯金	1,700,565	1,708,728
債券貸借取引受入担保金	69,496	95,989
借用金	7,200	8,000
代理業務勘定	0	0
その他負債	10,748	11,051
未払法人税等	269	299
貯金利子諸税その他	2	3
金融派生商品	3,953	2,833
仮受金	9	11
未払金	－	0
リース債務	－	28
未払費用	5,818	5,619
前受収益	2	2
約定取引未決済借	692	2,250
未決済為替借	0	1
諸引当金	2,071	2,140
相互援助積立金	2,012	2,068
賞与等引当金	20	20
退職給付引当金	10	13
役員退職慰労引当金	28	36
繰延税金負債	9,938	8,646
債務保証	83	90
負債の部合計	1,807,088	1,842,640
(純 資 産 の 部)		
出資金	28,418	28,418
利益剰余金	111,354	113,716
利益準備金	34,210	35,300
その他利益剰余金	77,144	78,416
J Aバンク積立金	11,763	12,043
有価証券価格変動積立金	3,640	3,920
特別積立金	55,852	55,852
当期未処分剰余金	5,888	6,600
(うち当期剰余金)	(5,429)	(5,897)
会員資本合計	139,772	142,134
その他有価証券評価差額金	26,258	23,724
繰延ヘッジ損益	－	△ 821
評価・換算差額等合計	26,258	22,902
純資産の部合計	166,030	165,037
負債および純資産の部合計	1,973,118	2,007,678

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	自 至	令和2年4月1日 令和3年3月31日	自 至	令和3年4月1日 令和4年3月31日
経常収益		21,312		21,453
資金運用収益		11,860		15,160
貸出金利息		896		892
預け金利息		63		18
有価証券利息配当金		5,431		8,654
その他受入利息		5,469		5,594
(うち受取奨励金)	(	5,231)	(	4,831)
(うち受取特別配当金)	(	237)	(	763)
役務取引等収益		74		67
受入為替手数料		65		59
その他の受入手数料		1		1
その他の役務取引等収益		8		6
その他事業収益		4,229		3,752
受取出資配当金		1,525		1,525
受取助成金		5		8
国債等債券売却益		817		547
金融派生商品収益		1,881		1,671
その他経常収益		5,147		2,472
償却債権取立益		4		-
株式等売却益		3,690		47
金銭の信託運用益		1,435		2,313
その他の経常収益		17		110
経常費用		15,130		14,751
資金調達費用		11,690		11,248
貯金利息		133		40
その他支払利息		11,556		11,207
(うち支払奨励金)	(	11,554)	(	11,205)
役務取引等費用		73		67
支払為替手数料		39		36
その他の支払手数料		28		27
その他の役務取引等費用		4		3

科 目	令和2年度		令和3年度	
	自	令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	自	令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
その他事業費用		1,894		1,574
支払助成金		481		480
国債等債券売却損		1,412		1,094
経 費		1,224		1,263
人件費		483		495
物件費		736		726
税 金		4		41
その他経常費用		247		596
貸倒引当金繰入額		38		54
相互援助積立金繰入額		55		56
株式等売却損		－		475
その他の経常費用		153		10
経常利益		6,182		6,702
特別利益		－		21
固定資産処分益		－		21
特別損失		0		1
固定資産処分損		0		1
税引前当期利益		6,182		6,722
法人税・住民税及び事業税		1,975		2,130
法人税・住民税及び事業税還付額		△ 1,227		△ 1,296
法人税等調整額		4		△ 9
法人税等合計		753		825
当期剰余金		5,429		5,897
当期首繰越剰余金		459		703
当期末処分剰余金		5,888		6,600

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	自 至	令和2年4月1日 令和3年3月31日	自 至	令和3年4月1日 令和4年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		6,182		6,722
減価償却費		43		74
貸倒引当金の増減額(△は減少)		38		29
外部出資等損失引当金の増減額(△は減少)		137		△ 94
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△ 5		3
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)		43		65
資金運用収益		△ 11,860		△ 15,160
資金調達費用		11,690		11,248
有価証券関係損益(△は益)		△ 3,141		1,117
金銭の信託の運用損益(△は運用益)		△ 1,435		△ 2,313
固定資産処分損益(△は益)		△ 0		△ 20
貸出金の純増(△) 減		△ 2,341		△ 686
預け金の純増(△) 減		△ 10,000		2,000
貯金の純増減(△)		16,501		9,172
借入金の純増減(△)		1,900		800
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		23,180		26,493
事業分量配当金の支払額		△ 3,037		△ 2,966
資金運用による収入		13,039		16,708
資金調達による支出		△ 11,904		△ 11,448
その他		△ 1,947		△ 2,746
小 計		27,080		38,999
法人税等の支払額		△ 705		△ 804
事業活動によるキャッシュ・フロー		26,375		38,194
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 404,200		△ 373,599
有価証券の売却による収入		378,621		338,777
有価証券の償還による収入		7,499		7,095
金銭の信託の増加による支出		△ 232		△ 23,640
金銭の信託の減少による収入		421		1,032
固定資産の取得による支出		△ 40		△ 44
固定資産の売却による収入		0		56
外部出資の増加による支出		△ 9		△ 9
外部出資の売却等による収入		4		-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 17,936		△ 50,332
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資配当金の支払額		△ 568		△ 568
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 568		△ 568
4 現金および現金同等物に係る換算差額		-		-
5 現金および現金同等物の増加額(減少額)		7,870		△ 12,706
6 現金および現金同等物の期首残高		18,299		26,170
7 現金および現金同等物の期末残高		26,170		13,464

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	5,888	6,600
剰余金処分額	5,184	5,932
利益準備金	1,090	1,180
任意積立金	560	1,180
(J Aバンク積立金)	(280)	(340)
(有価証券価格変動積立金)	(280)	(340)
(経営安定化対策積立金)	(-)	(500)
出資配当金	568	568
事業分量配当金	2,966	3,004
次期繰越剰余金	703	667

(注) 1. 出資金の配当率

(1) 令和2年度は、普通出資配当が2.0%です。

(2) 令和3年度は、普通出資配当が2.0%です。

2. 事業分量配当金の分配の基準は次のとおりです。

(1) 令和2年度

① 普通特配

定期貯金（1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。）の純貯金に対して、0.12%です。

② 特別特配

信用事業を営み、香川県 J Aバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.497%です。

(2) 令和3年度

① 普通特配

定期貯金（1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。）の純貯金に対して、0.12%です。

② 特別特配

信用事業を営み、香川県 J Aバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.510%です。

3. 目的積立金は次のとおりです。

(1) J Aバンク積立金

① 積立目的

県内 J Aバンク会員における J Aバンクシステムの維持に重大な影響を及ぼす事象に備えるためです。

② 積立目標額

県下農協貯金の 20/1,000 を目標額とします。

③ 積立基準

平成 14 年度剰余金処分から積み立てることとし、翌年度以降当期剰余金の 10% の範囲内で積み立てることとします。

④ 取崩基準

県内 J Aバンク会員に重大な事故等が発生した場合、必要に応じて J Aバンク香川県本部委員会での審議および経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

(2) 有価証券価格変動積立金

① 積立目的

金利変動等当会事業運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、安定した事業運営に資するためです。

② 積立目標額

事業年度末に保有する有価証券および金銭の信託の取得価額の 10/1,000 を目標額とします。

③ 積立基準

平成 26 年度剰余金処分から積み立てることとし、翌年度以降当期剰余金の 10% の範囲内で積み立てることとします。

④ 取崩基準

金利変動等により当会の保有する有価証券および金銭の信託の市場価値が著しく低下することによって、当会の運営に重大な影響を及ぼす場合、必要に応じて経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

(3) 経営安定化対策積立金

① 積立目的

県域機能として十分な機能発揮ができるよう、県内信用事業の経営基盤の維持・強化に資するためです。

② 積立目標額

積立目標額は10億円とします。

③ 積立基準

令和3年度剰余金処分から積み立てることとし、翌年度以降当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。この積立金は、積立目標額に達する前の一部取崩しも可能としますが、積立の累計額は、積立目標額を超えないこととします。

④ 取崩基準

県内信用事業の経営基盤の維持・強化に資するための取り崩し（目的取崩）は、総会の決議を経て取り崩しを行います。また、目的外取崩しについても、総会の決議を経て取り崩しを行います。

注記表 令和3年度

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

・ その他有価証券

時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～18年 |
| その他 | 3年～15年 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる有形固定資産中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、「0」としています。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金等の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

金銭の信託における外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによります。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段により減殺されていることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っています。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 会計方針変更の内容

① 当会では、消費税および地方消費税の会計処理は、従来、税込方式によっていましたが、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日。以下、「収益認識会計基準適用指針」という。）への対応のため、当年度から税抜方式に変更しました。

なお、この変更による当年度の経常利益および税引前当期利益への影響は軽微です。

また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

② 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 290 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(9)引当金等の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる財務諸表に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減す

る可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、170 百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 96,077 百万円
担保資産に対応する債務
債券貸借取引受入担保金 95,989 百万円
上記のほか、当座借越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 44,000 百万円、公金出納事務
取扱い担保として預け金 3 百万円を差し入れています。
- (3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 令和 2 年 12 月 23 日に公布された農協法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権
が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和
4 年 3 月 31 日施行) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債
権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	35 百万円
危険債権額	538 百万円
合計額	573 百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由
により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従っ
た債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権
に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更
生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、
元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準
ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合
に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。
これらの契約にかかる融資未実行残高は 4,828 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 28,924 百万円が
含まれています。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融
機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる
仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や
団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券
による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミ
ットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信

用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託であり、その構成資産は日本国債、受益証券および米国国債であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

また、保有する外貨建債券から生じる為替リスクをヘッジするため、為替予約取引を行い、これをヘッジ手段としてヘッジ対象（金銭の信託における外貨建債券）にかかる為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会において決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。また、必要に応じて為替予約等の措置を講じることにより、その軽減を図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類（金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等）に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間 120 営業日、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 4 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 38,007 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	831,103	831,111	7
金銭の信託	88,574	88,574	－
その他の金銭の信託	88,574	88,574	－
有価証券	938,128	938,128	－
その他有価証券	938,128	938,128	－
貸出金	46,754		
貸倒引当金	△ 290		
貸倒引当金控除後	46,464	46,550	86
資産計	1,904,270	1,904,364	94
貯金	1,716,722	1,716,745	23
債券貸借取引受入担保金	95,989	95,988	△ 1
負債計	1,812,712	1,812,734	22
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,698)	(1,698)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,118)	(1,118)	－
デリバティブ取引計	(2,816)	(2,816)	－

（注） 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap（以下、「OIS」という。））のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により算定しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日）第 26 項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引であり、金利スワップ取引は割引現在価値により算定、為替予約取引は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
有価証券	22 百万円
外部出資	100,282 百万円
合計	100,304 百万円

(注) 1. 有価証券は非上場株式です。

2. 外部出資については、市場において取引されていないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としていません。

3. 外部出資等損失引当金として△ 1,157 百万円を計上しています。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	831,103	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	63,943	90,783	71,325	78,565	35,328	532,802
貸出金	6,095	1,780	1,834	3,810	852	32,344
合 計	901,142	92,563	73,159	82,376	36,181	565,147

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,359 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 28,924 百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 35 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	1,713,941	2,010	770	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	95,989	—	—	—	—	—
合 計	1,809,931	2,010	770	—	—	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	300,000	295,341	4,659
	地方債	8,578	8,446	132
	社債	4,027	4,001	26
	その他	46,447	40,645	5,801
	その他	247,156	210,962	36,194
	小計	606,210	559,396	46,814
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	30,259	30,410	△ 151
	社債	2,921	3,000	△ 78
	その他	10,407	11,000	△ 592
	その他	288,329	306,880	△ 18,551
	小計	331,917	351,291	△ 19,374
合 計		938,128	910,688	27,439

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 7,589 百万円を差し引いた金額 19,850 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	176,676 百万円	547 百万円	1,094 百万円
その他	6,509 百万円	47 百万円	475 百万円
合計	183,185 百万円	595 百万円	1,569 百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の 信託	88,574 百万円	83,218 百万円	5,355 百万円	6,236 百万円	△ 880 百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金負債 1,481 百万円を差し引いた金額 3,874 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	10 百万円
退職給付費用	28 百万円
退職給付の支払額	△ 0 百万円
制度への拠出額	△ 25 百万円
期末における退職給付引当金	13 百万円
b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
積立型制度の退職給付債務	284 百万円
年金資産（全国農林漁業団体共済会への積立金を含む。）	△ 270 百万円
	13 百万円
非積立型制度の退職給付債務	- 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13 百万円
退職給付引当金	13 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13 百万円
c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	28 百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、55 百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	38 百万円
賞与引当金超過額	5 百万円
退職給付引当金超過額	3 百万円
役員退職慰労引当金超過額	10 百万円
相互援助積立金超過額	572 百万円
外部出資等損失引当金超過額	320 百万円
未払事業税	51 百万円
繰延ヘッジ損益	314 百万円
その他	53 百万円
繰延税金資産小計	1,369 百万円
評価性引当額	△ 944 百万円
繰延税金資産合計（A）	425 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 9,071 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 9,071 百万円
繰延税金負債の純額（A） + （B）	△ 8,646 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.00 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.57 %
事業分量配当金	△ 12.36 %
住民税均等割等	0.06 %
評価性引当額の増減	△ 0.03 %
その他	0.51 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.27 %

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金です。

現金	567 百万円
預け金	
系統普通預け金	12,896 百万円
系統通知預け金	－ 百万円
系統外当座預け金	－ 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

注記表 令和2年度

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 継続組合の前提に関する事項

該当する事項なし

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

・その他有価証券

時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～34年

その他 3年～45年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

- (8) 引当金等の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目

的として、所要額を計上しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式により行っています。

3 表示方法の変更に係る事項

「農業協同組合法施行規則第126条の3の2」の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より貸倒引当金、金融商品の時価の見積りに関する情報を「4 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。

4 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 261 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金等の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額

「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

5 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、179 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 69,385 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 69,496 百万円

上記のほか、当座借越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 54,000 百万円、公金出納事務取扱担保として預け金 3 百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(5) 貸出金のうち、破綻先債権額は 32 百万円、延滞債権額は 546 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本ま

たは利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は578百万円です。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (9) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は4,540百万円です。

- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金28,924百万円が含まれています。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託であり、その構成資産は日本国債、受益証券および米国国債であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会におい

て決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類（金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等）に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間 120 営業日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 3 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 38,391 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	846,092	846,103	10
金銭の信託	63,956	63,956	－
その他の金銭の信託	63,956	63,956	－
有価証券	914,302	914,302	－
その他有価証券	914,302	914,302	－
貸出金	46,067		
貸倒引当金	△ 261		
貸倒引当金控除後	45,806	45,938	131
資産計	1,870,158	1,870,299	141
貯金	1,707,549	1,707,574	24
債券貸借取引受入担保金	69,496	69,495	△ 0
負債計	1,777,046	1,777,070	23
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,933)	(3,933)	－
デリバティブ取引計	(3,933)	(3,933)	－

（注） 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により算定しています。

c 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しています。また、投資信託については、公表されている基準価格または取引金融機関等から提示された基準価額により算定しています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値により算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
有価証券	22 百万円
外部出資	100,272 百万円
合計	100,295 百万円

(注) 1. 有価証券は非上場株式です。

2. 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

3. 外部出資等損失引当金として△ 1,252 百万円を計上しています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	846,092	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	73,737	63,609	81,311	37,579	71,778	520,442
貸出金	7,033	1,783	1,268	1,590	2,603	31,751
合 計	926,863	65,392	82,579	39,170	74,381	552,194

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,852 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 28,924 百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 37 百万円は償還の予定が見込まれ

ないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,706,490	189	100	770	—	—
債券貸借取引受入担保金	69,496	—	—	—	—	—
合 計	1,775,986	189	100	770	—	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	356,132	347,965	8,167
	地方債	8,633	8,445	187
	社債	6,492	6,402	90
	その他	51,811	47,704	4,106
	その他	245,993	213,015	32,978
	小計	669,062	623,532	45,529
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	18,038	18,204	△ 166
	社債	1,914	2,000	△ 86
	その他	5,734	6,000	△ 265
	その他	219,552	232,643	△ 13,090
	小計	245,239	258,848	△ 13,609
合 計		914,302	882,381	31,920

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 8,829 百万円を差し引いた金額 23,091 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	176,606 百万円	817 百万円	1,412 百万円
その他	20,697 百万円	3,690 百万円	—
合計	197,304 百万円	4,507 百万円	1,412 百万円

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の 信託	63,956 百万円	59,578 百万円	4,377 百万円	4,971 百万円	△ 594 百万円

- (注) 1. 上記差額合計に繰延税金負債 1,210 百万円を差し引いた金額 3,166 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	16 百万円
退職給付費用	23 百万円
退職給付の支払額	△ 5 百万円
制度への拠出額	△ 23 百万円
期末における退職給付引当金	10 百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	257 百万円
年金資産（全国農林漁業団体共済会への積立金を含む。）	△ 246 百万円
	10 百万円
非積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10 百万円

退職給付引当金	10 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	23 百万円
----------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、59 百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	30 百万円
賞与引当金超過額	5 百万円
退職給付引当金超過額	2 百万円
役員退職慰労引当金超過額	7 百万円
相互援助積立金超過額	556 百万円
外部出資等損失引当金超過額	346 百万円
未払事業税	46 百万円
その他	52 百万円
繰延税金資産小計	1,048 百万円
評価性引当額	△ 946 百万円
繰延税金資産合計（A）	101 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 10,040 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 10,040 百万円
繰延税金負債の純額（A） + （B）	△ 9,938 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.04%
事業分量配当金	△ 13.27%
住民税均等割等	0.07%
評価性引当額の増減	1.12%
その他	0.62%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.18%

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金	284 百万円
預け金	
系統普通預け金	25,885 百万円
系統通知預け金	－ 百万円
系統外当座預け金	－ 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

確 認 書

私は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に掲載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示していることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表を適正に作成する以下の体制を整備し、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署を明確化し、各部署が適切に業務を遂行する体制を整備しております。
- ・業務の実施部署から独立した監査室が内部管理体制の適切性、有効性を検証しており、重要な事項については監査室から理事会等に適切に報告しております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議、報告しております。

令和4年6月29日

香川県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 岡山 勝

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表（およびキャッシュ・フロー計算書）を指しています。

会計監査人の監査

令和2年度および令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■貯金

科目別・貯金者区分別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分		令和3年3月末		令和4年3月末		増 減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	当座貯金	4,077	0.24	5,413	0.32	1,336
	うち決済用貯金	661	0.04	720	0.04	59
	普通貯金	2,069	0.12	1,649	0.10	△ 419
	うち決済用貯金	1,235	0.07	839	0.05	△ 395
	貯蓄貯金	0	0.00	0	0.00	－
	通知貯金	472	0.03	611	0.03	139
	別段貯金	365	0.02	319	0.02	△ 45
	うち決済用貯金	365	0.02	319	0.02	△ 45
	計	6,984	0.41	7,993	0.47	1,009
	うち決済用貯金	2,262	0.13	1,880	0.11	△ 381
定期性貯金	定期貯金	1,700,565	99.59	1,708,728	99.53	8,162
	固定金利定期	1,700,565	99.59	1,708,728	99.53	8,162
	変動金利定期	－	－	－	－	－
	定期積金	－	－	－	－	－
	計	1,700,565	99.59	1,708,728	99.53	8,162
合 計		1,707,549	100.00	1,716,722	100.00	9,172
預り先	会員	1,704,382	99.81	1,713,865	99.83	9,483
	うち非営利法人	595	0.03	3,633	0.21	3,038
	うち地方公共団体	20	0.00	2,960	0.17	2,940
	会員以外	3,167	0.19	2,856	0.17	△ 310
	金融機関	987	0.06	947	0.06	△ 39
	その他	2,180	0.13	1,909	0.11	△ 271

- (注) 1. 本表には、譲渡性貯金は含んでいません。
 2. 固定金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 3. 変動金利定期とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金です。

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	11,607	0.67	11,123	0.65	△ 483
定期性貯金	1,712,392	99.33	1,710,737	99.35	△ 1,654
その他の貯金	－	－	－	－	－
計	1,724,000	100.00	1,721,861	100.00	△ 2,138
譲渡性貯金	－	－	－	－	－
合 計	1,724,000	100.00	1,721,861	100.00	△ 2,138

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金（決済用貯金を含む。）＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. その他の貯金＝非居住者貯金

■貸出金

科目別・貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分			令和３年３月末		令和４年３月末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付			－	－	－	－	－
証書貸付			12,823	27.84	14,103	30.17	1,279
当座貸越			4,020	8.72	3,727	7.97	△ 292
金融機関貸付			29,224	63.44	28,924	61.86	△ 300
割引手形			－	－	－	－	－
合 計			46,067	100.00	46,754	100.00	686
貸出先	会 員	総合農協	3,152	6.84	3,559	7.61	407
		その他農協・連合会	－	－	－	－	－
		会員の組合員	3,724	8.09	3,704	7.93	△ 20
		准会員	－	－	－	－	－
		会員みなし	－	－	－	－	－
		計	6,876	14.93	7,263	15.54	386
	員 外	地方公共団体	2,532	5.50	2,454	5.25	△ 78
		金融機関	28,924	62.78	28,924	61.86	－
		その他	7,735	16.79	8,112	17.35	377
		計	39,191	85.07	39,490	84.46	299

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付	2	0.01	2	0.01	0
証書貸付	11,417	26.10	12,735	28.32	1,317
当座貸越	3,247	7.42	3,308	7.35	60
金融機関貸付	29,072	66.47	28,924	64.32	△ 148
割引手形	－	－	－	－	－
合 計	43,740	100.00	44,970	100.00	1,230

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

金利条件	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸付金	11,775	25.56	13,333	28.52	1,557
変動金利貸付金	34,292	74.44	33,421	71.48	△ 871
合 計	46,067	100.00	46,754	100.00	686

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

担 保	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金等	2,852	6.19	2,359	5.05	△ 492
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産	860	1.87	832	1.78	△ 28
その他担保物	—	—	—	—	—
計	3,712	8.06	3,191	6.83	△ 520
農業信用基金協会保証	—	—	—	—	—
その他保証	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
信用	42,355	91.94	43,563	93.17	1,207
合 計	46,067	100.00	46,754	100.00	686

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

使 途	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	2,951	6.41	2,589	5.54	△ 361
運転資金	43,116	93.59	44,165	94.46	1,048
合 計	46,067	100.00	46,754	100.00	686

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	2,140	4.64	2,252	4.82	111
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	2,597	5.64	2,465	5.27	△ 132
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	30	0.06	30	0.06	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
運輸・通信業	915	1.98	1,494	3.20	578
卸売・小売業、飲食業	756	1.65	553	1.18	△ 203
金融・保険業	32,876	71.37	33,283	71.19	407
不動産業	599	1.30	507	1.08	△ 92
サービス業	2,906	6.31	3,063	6.55	157
地方公共団体・公社等	2,532	5.50	2,454	5.25	△ 78
その他	713	1.55	651	1.40	△ 61
合 計	46,067	100.00	46,754	100.00	686

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

担 保	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金等	－	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－	－
動産	－	－	－	－	－
不動産	24	28.92	28	31.11	4
その他担保物	－	－	－	－	－
計	24	28.92	28	31.11	4
保証	25	30.12	25	27.78	0
信用	34	40.96	37	41.11	3
計	59	71.08	62	68.89	3
合 計	83	100.00	90	100.00	7

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	2,140	2,252	111
穀作	169	152	△ 17
野菜・園芸	70	136	66
果樹・樹園農業	36	8	△ 28
花卉・園芸	－	3	3
養豚・肉牛・酪農	1,360	1,438	78
養鶏・養卵	505	515	10
養蚕	－	－	－
その他農業	－	－	－
農業関連団体等	3,152	2,359	△ 792
合 計	5,292	4,611	△ 681

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

【資金種類別】

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	5,292	4,605	△ 687
農業制度資金	－	6	6
農業近代化資金	－	6	6
その他制度資金	－	－	－
合 計	5,292	4,611	△ 681

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,306	1,471	164
その他	－	－	－
合 計	1,306	1,471	164

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

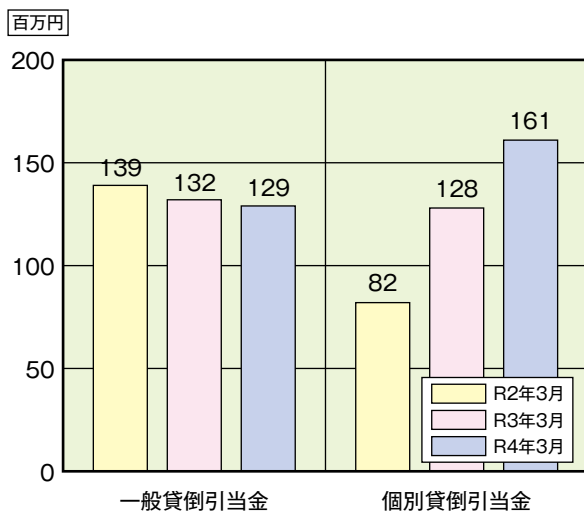
貸倒引当金の内訳、貸出金償却額

(単位:百万円)

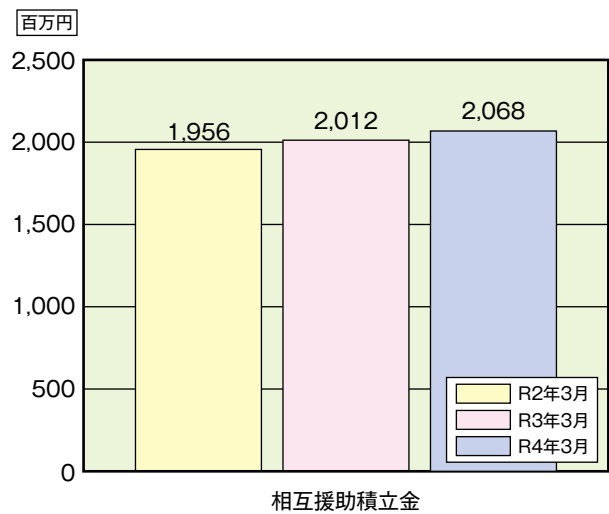
区 分		期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高
				目的使用	その他	
〔令和 2 年度〕						
	一般貸倒引当金	139	132	－	139	132
	個別貸倒引当金	82	128	－	82	128
貸倒引当金合計		222	261	－	222	261
相互援助積立金		1,956	55	－	－	2,012
外部出資等損失引当金		1,114	1,252	－	1,114	1,252
貸出金償却額		－	－	－	－	－
〔令和 3 年度〕						
	一般貸倒引当金	132	129	－	132	129
	個別貸倒引当金	128	161	27	101	161
貸倒引当金合計		261	290	27	233	290
相互援助積立金		2,012	56	－	－	2,068
外部出資等損失引当金		1,252	1,157	－	1,252	1,157
貸出金償却額		－	－	－	－	－

(注) 相互援助積立金は、J Aバンク支援制度に基づく積立金です。

貸倒引当金の残高推移



相互援助積立金の残高推移



■農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和2年度	38	6	0	31	38
	令和3年度	35	6	－	29	35
危険債権	令和2年度	540	433	－	97	530
	令和3年度	538	406	－	132	538
要管理債権	令和2年度	－	－	－	－	－
	令和3年度	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	令和2年度	－	－	－	－	－
	令和3年度	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	令和2年度	－	－	－	－	－
	令和3年度	－	－	－	－	－
小 計	令和2年度	578	439	0	128	568
	令和3年度	573	412	－	161	573
正常債権	令和2年度	45,583				
	令和3年度	46,282				
合 計	令和2年度	46,162				
	令和3年度	46,855				

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

■元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

■有価証券

保有有価証券の残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国債 (うち運用信託額)	374,170 (-)	40.92	330,260 (-)	35.20	△ 43,910 (-)
地方債	8,633	0.95	8,578	0.92	△ 54
金融債	-	-	-	-	-
社債	8,406	0.92	6,948	0.74	△ 1,457
株式	22	0.00	22	0.00	0
外国証券	57,545	6.29	56,854	6.06	△ 691
その他の証券	465,546	50.92	535,486	57.08	69,940
合 計	914,324	100.00	938,150	100.00	23,825

保有有価証券の平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国債	375,040	43.69	285,382	33.40	△ 89,657
地方債	8,444	0.99	8,445	0.99	1
金融債	-	-	-	-	-
社債	10,247	1.19	8,213	0.96	△ 2,034
株式	22	0.00	22	0.00	0
外国証券	53,760	6.26	53,570	6.27	△ 190
その他の証券	410,908	47.87	498,853	58.38	87,945
合 計	858,423	100.00	854,487	100.00	△ 3,935

商品有価証券の平均残高

該当ありません。

保有有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の 定め ないもの	合 計
〔令和 3 年 3 月末〕								
国債	67,500	117,800	44,500	－	2,000	135,000	－	366,800
地方債	－	－	8,450	－	－	－	－	8,450
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	1,400	3,000	1,000	－	－	3,000	－	8,400
株式	－	－	－	－	－	－	22	22
外国証券	2,000	11,901	12,178	13,122	6,321	10,000	－	55,523
その他の証券	2,837	12,219	43,230	48,764	221,214	81,019	56,260	465,546
〔令和 4 年 3 月末〕								
国債	56,800	102,500	33,000	－	6,000	129,000	－	327,300
地方債	－	4,000	4,450	－	－	－	－	8,450
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	3,000	1,000	－	－	－	3,000	－	7,000
株式	－	－	－	－	－	－	22	22
外国証券	3,182	11,321	23,070	10,119	－	10,000	－	57,693
その他の証券	961	43,287	53,373	50,672	223,151	100,859	63,180	535,486

- (注) 1. 本表記載の有価証券の残高は、期末日における元本（額面）ベースでの償還予定額を記載したものです。
2. 株式、その他の証券については、期末日における時価としています。
3. 外国証券のうち外貨建のものについては、外貨額面に期末為替レートを乗じた額としています。

■有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当する事項はありません。

満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券						
	国債	356,132	347,965	8,167	300,000	295,341	4,659
	地方債	8,633	8,445	187	8,578	8,446	132
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,492	6,402	90	4,027	4,001	26
	その他						
	外国証券	51,811	47,704	4,106	46,447	40,645	5,801
	その他の証券	245,993	213,015	32,978	247,156	210,962	36,194
	小 計	669,062	623,532	45,529	606,210	559,396	46,814
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券						
	国債	18,038	18,204	△ 166	30,259	30,410	△ 151
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,914	2,000	△ 86	2,921	3,000	△ 78
	その他						
	外国証券	5,734	6,000	△ 265	10,407	11,000	△ 592
	その他の証券	219,552	232,643	△ 13,090	288,329	306,880	△ 18,551
	小 計	245,239	258,848	△ 13,609	331,917	351,291	△ 19,374
合 計		914,302	882,381	31,920	938,128	910,688	27,439

■金銭の信託の時価情報

運用目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取得 原価を超える もの	うち貸借対照 表計上額が取得 原価を超えない もの	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取得 原価を超える もの	うち貸借対照 表計上額が取得 原価を超えない もの
その他の 金銭の 信託	63,956	59,578	4,377	4,971	△ 594	88,574	83,218	5,355	6,236	880

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和3年3月末			令和4年3月末		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売 建	－	－	－	－	－	－
		買 建	－	－	－	－	－	－
	金利オプション	売 建	－	－	－	－	－	－
		買 建	－	－	－	－	－	－
店頭	金利スワップ	受取固定 支払変動	－	－	－	－	－	－
		受取変動 支払固定	101,000	△ 3,933	△ 3,933	94,000	△ 1,698	△ 1,698
	金利オプション	売 建	－	－	－	－	－	－
		買 建	－	－	－	－	－	－
合 計			101,000	△ 3,933	△ 3,933	94,000	△ 1,698	△ 1,698

通貨関連取引

該当する取引はありません。

株式関連取引

該当する取引はありません。

債券関連取引

該当する取引はありません。

■受託業務・為替業務

受託貸付金残高

(単位：百万円)

受託先	令和3年3月末	令和4年3月末
(株) 日本政策金融公庫	1,370	1,522
(独) 住宅金融支援機構	974	760
(独) 福祉医療機構	7	5
合 計	2,352	2,287

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類			令和2年度	令和3年度
送金・振込	仕 向	件数	181,517	181,222
		金額	399,638	393,632
	被仕向	件数	28,035	25,762
		金額	394,286	338,793
代金取立	仕 向	件数	14	14
		金額	18	16
	被仕向	件数	31	30
		金額	810	805
雑為替	仕 向	件数	596	572
		金額	15,893	15,742
	被仕向	件数	950	902
		金額	6,598	7,540

公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません

外貨建資産残高

(単位：百万円)

	令和3年3月末	令和4年3月末
資産残高	41,686	43,428

■ 損益の状況

利益総括表

(単位：百万円、％)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
資金運用収益	11,860	15,160	3,299
資金調達費用	11,690	11,248	△ 441
金銭の信託運用見合費用	385	393	8
資金運用収支	556	4,305	3,749
役務取引等収益	74	67	△ 7
役務取引等費用	73	67	△ 5
役務取引等収支	1	△ 0	△ 2
その他事業収益	4,229	3,752	△ 476
その他事業費用	1,894	1,574	△ 320
その他事業収支	2,334	2,178	△ 156
事業粗利益	2,892	6,483	3,590
事業粗利益率	0.17	0.37	0.20

- (注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

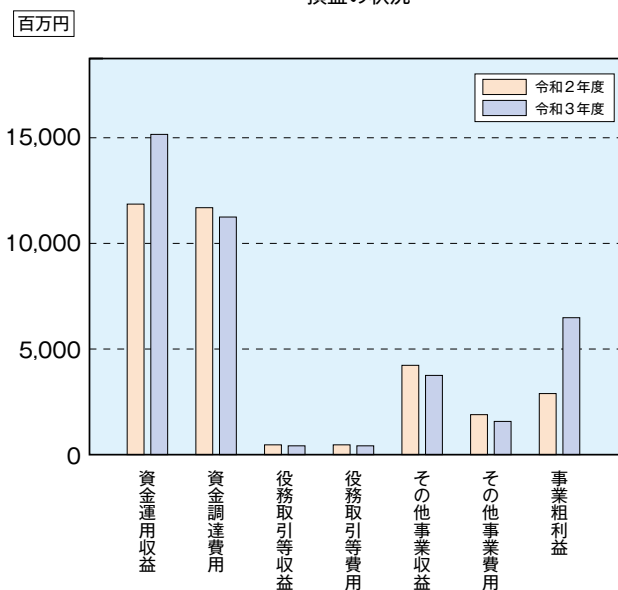
事業純益

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
事業純益	1,668	5,220	3,552
実質事業純益	1,668	5,220	3,552
コア事業純益	2,263	5,766	3,502
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	4,042	4,333	290

- (注) 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

損益の状況



受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度増減額	令和3年度増減額
うち貸出金	△ 3	△ 4
うち預け金	△ 579	80
うちコールローン	－	－
うち有価証券	△ 4,680	3,222
受取利息	△ 5,263	3,299
うち貯金	△ 271	△ 442
うち譲渡性貯金	－	－
支払利息	△ 265	△ 449
差引増減額	△ 4,998	3,749

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「貯金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

役務取引の状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
代理業務	7	6	△ 1
為替業務	65	59	△ 5
その他	1	1	△ 0
役務取引等収益	74	67	△ 7
代理業務	4	3	△ 0
為替業務	39	36	△ 3
その他	28	27	△ 1
役務取引等費用	73	67	△ 5

その他事業収支の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
国債等債券売却益	817	547	△ 269
国債等債券償還益	－	－	－
その他の事業収益	3,412	3,204	△ 207
その他事業収益	4,229	3,752	△ 476
国債等債券売却損	1,412	1,094	△ 318
国債等債券償還損	－	－	－
その他の事業費用	481	480	△ 1
その他事業費用	1,894	1,574	△ 320

経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
役員報酬	57	56	△ 0
給料手当	326	334	8
うち賞与等引当金繰入額	20	20	0
福利厚生費	67	66	△ 0
退職給付費用	23	28	5
役員退職慰労金	0	－	△ 0
役員退職慰労引当金繰入	7	8	0
人件費	483	495	12
事業推進費	285	267	△ 17
債権管理費	2	1	△ 0
旅費・交通費	1	1	△ 0
業務費	155	148	△ 6
負担金	102	102	0
施設費	187	202	14
雑費	1	1	△ 0
物件費	736	726	△ 10
税金	4	41	36
合 計	1,224	1,263	38

■諸指標・利回り

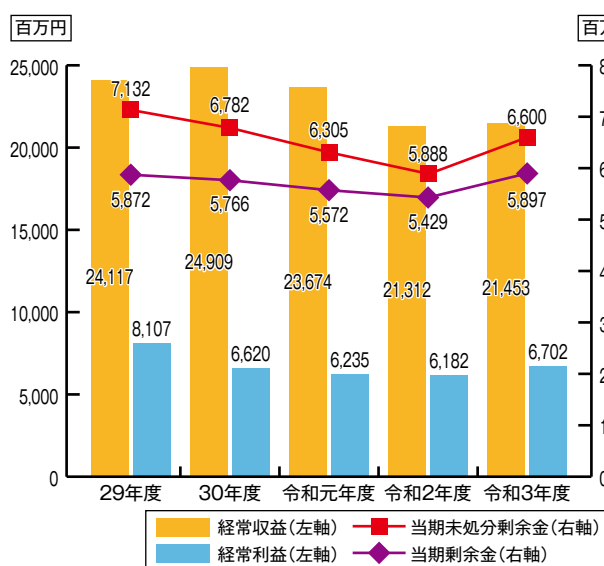
最近 5 年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

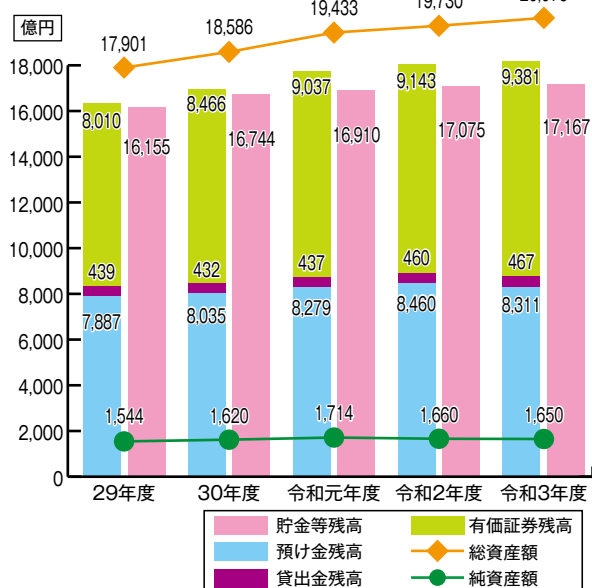
区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利 益	経常収益	24,117	24,909	23,674	21,312	21,453
	経常利益	8,107	6,620	6,235	6,182	6,702
	当期未処分剰余金 (当期剰余金)	7,132 (5,872)	6,782 (5,766)	6,305 (5,572)	5,888 (5,429)	6,600 (5,897)
残 高	貯金等残高	1,615,592	1,674,481	1,691,048	1,707,549	1,716,722
	預け金残高	788,754	803,506	827,911	846,092	831,103
	貸出金残高	43,941	43,253	43,726	46,067	46,754
	有価証券残高	801,026	846,652	903,722	914,324	938,150
	総資産額	1,790,114	1,858,683	1,943,349	1,973,035	2,007,587
	純資産額	154,444	162,069	171,499	166,030	165,037
	出資金 (出資口数)	27,537 (275,376)	28,418 (284,181)	28,418 (284,181)	28,418 (284,181)	28,418 (284,181)
配 当	剰余金配当金額	3,756	3,729	3,606	3,534	3,572
	出資配当の額	708	563	568	568	568
	事業分量配当の額	3,047	3,165	3,037	2,966	3,004
職員数		65	66	61	63	65
単体自己資本比率		24.93	21.87	21.90	24.58	23.75

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでいます。
 3. 総資産額には、債務保証見返は含んでいません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号)に基づき算出しています。

利益推移表



残高推移表



利益率

(単位：％)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.33	0.35	0.02
純資産経常利益率	4.31	4.64	0.33
総資産当期純利益率	0.29	0.31	0.02
純資産当期純利益率	3.78	4.08	0.30

(注)

1. 総資産経常〔当期純〕利益率 = $\frac{\text{経常〔当期純〕利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$
2. 純資産経常〔当期純〕利益率 = $\frac{\text{経常〔当期純〕利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

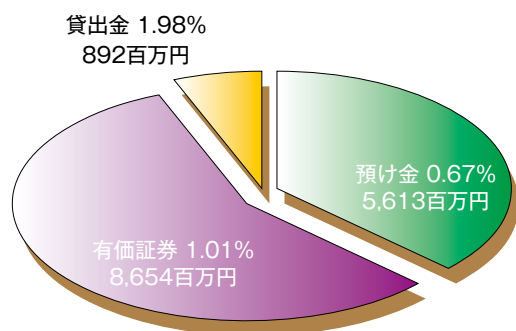
資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円、％)

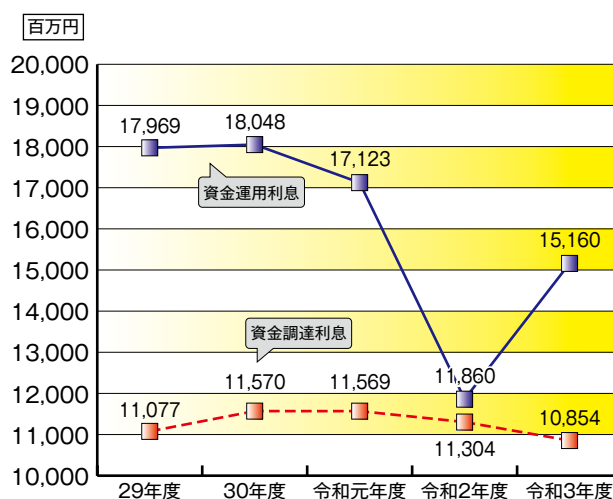
区 分	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,739,262	11,860	0.68	1,740,492	15,160	0.87
うち預け金	837,098	5,532	0.66	841,033	5,613	0.67
うち有価証券	858,423	5,431	0.63	854,487	8,654	1.01
うち貸出金	43,740	896	2.05	44,970	892	1.98
資金調達勘定	1,695,451	11,304	0.67	1,694,843	10,854	0.64
うち貯金	1,724,000	11,688	0.68	1,721,861	11,246	0.65
うち借入金	6,099	—	—	7,465	—	—
資金運用利回り						
資金調達原価率						
うち貯金原価率						
総資金利ざや	△ 0.06					

- (注)
1. 資金調達勘定の「うち貯金」には、譲渡性貯金を含んでいます。
 2. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 3. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 4. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 5. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

資金運用利息と利回り（令和3年度）



資金運用利息と資金調達利息の推移



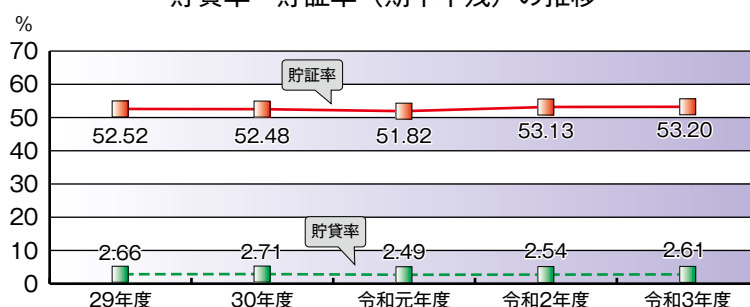
経営諸指標

(単位：％、百万円)

区 分		令和2年度	令和3年度	増 減
貯貸率	期末	2.70	2.72	0.02
	期中平残	2.54	2.61	0.07
貯証率	期末	57.29	59.81	2.52
	期中平残	53.13	53.20	0.07
常勤役職員1人当り貯金残高		25,352	24,954	△ 398
常勤役職員1人当り貸出金残高		643	651	8

- (注) 1. 貯金残高には、譲渡性貯金を含んでいます。
 2. 貸出金には、コールローンを含んでいません。
 3. 有価証券残高には、金銭の信託を含んでいます。
 4. 常勤役職員1人当り貯金残高・貸出金残高は、平均残高に対する職員数（(期首＋期末) ÷ 2）により、算出しています。

貯貸率・貯証率（期中平残）の推移



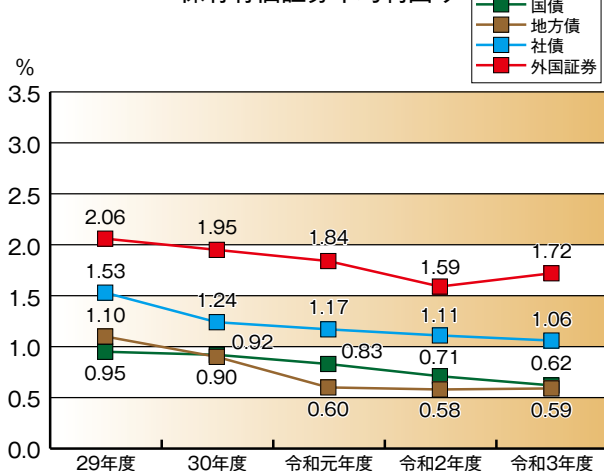
保有有価証券の利回り

(単位：％)

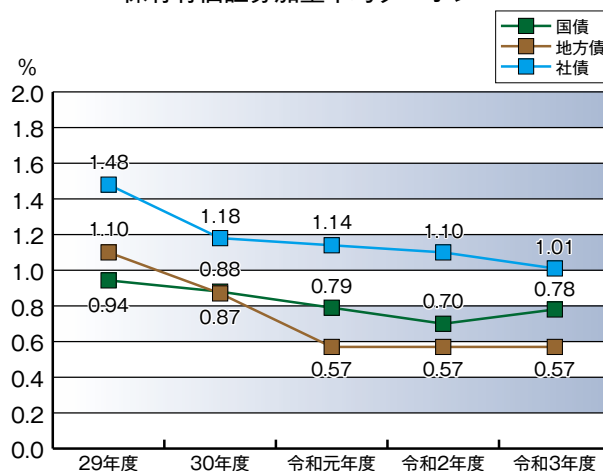
種 類	令和2年度		令和3年度	
	平均利回り	加重平均クーポン	平均利回り	加重平均クーポン
国債	0.71	0.70	0.62	0.78
地方債	0.58	0.57	0.59	0.57
社債	1.11	1.10	1.06	1.01
外国証券	1.59		1.72	
ドル建債	2.00	2.14	2.18	2.14
ユーロ円債	0.61	0.64	0.63	0.57

- (注) 1. 平均利回りは、売却損益を除く円貨ベースの年間運用利回りを示しています。
 2. 加重平均クーポンは、年度末時点で算出しています。なお、外貨建外国証券については外貨ベースでの算出となっています。

保有有価証券平均利回り



保有有価証券加重平均クーポン



■自己資本の充実の状況（単体）

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、23.75%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	香川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	284 億円（前年度 284 億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要項」および「自己資本比率算出事務処理要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	136,237	138,561
うち、出資金および資本準備金の額	28,418	28,418
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	111,354	113,716
うち、外部流出予定額 (△)	3,534	3,572
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,144	2,198
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,144	2,198
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	138,382	140,759
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	163	127
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	163	127
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	163	127
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	138,218	140,632
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	555,102	582,721
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 8,119	△ 3,012
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 8,119	△ 3,012
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	7,156	9,341
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	562,259	592,063
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	24.58%	23.75%

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
自己資本の充実の状況（単体）	現金	284	—	—	567	—	—
	我が国の中央政府および中央銀行向け	369,811	—	—	329,566	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	37,932	—	—	37,896	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	10,987	—	—	10,911	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	857,951	170,959	6,838	858,683	167,982	6,719
	法人等向け	90,016	12,657	506	101,599	12,184	487
	中小企業等向けおよび個人向け	11	8	0	9	7	0
	抵当権付住宅ローン	22	7	0	19	6	0
	不動産取得等事業向け	69	69	2	32	32	1
	三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	3	0	0	5	1	0
	信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	出資等	3,404	2,152	86	3,414	2,256	90
	（うち出資等のエクスポージャー）	3,404	2,152	86	3,414	2,256	90
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	134,068	332,562	13,302	130,091	323,961	12,958
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	6,413	16,032	641	3,008	7,520	300
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	125,816	314,541	12,581	125,816	314,541	12,581
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	101	254	10	425	1,062	42
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,736	1,733	69	841	835	33

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	528,182	40,879	1,635	655,095	68,057	2,722
（うちリスクスルー方式）	528,182	40,879	1,635	655,095	68,057	2,722
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		△ 8,119	△ 324		△ 3,012	△ 120
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	2,032,746	551,178	22,047	2,127,895	571,477	22,859
CVAリスク相当額÷8%		3,924	156		11,243	449
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	2,032,746	555,102	22,204	2,127,895	582,721	23,308
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	
	a		b = a × 4 %		a	
	7,156		286		9,341	
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計		所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）合計	
	a		b = a × 4 %		a	
	562,259		22,490		592,063	

- （注） 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として「リスク管理規程」に基づき、年度当初に「リスク管理にかかる重点方針」を策定し、各種リスクの重点管理に取り組んでいます。

また、当会が直面する全ての計量可能なリスクを統一的・網羅的に把握し、リスクの計量化とそのモニタリングを通じて、当会がテイクするリスクの量を管理すること、およびリスク資本の配賦や部門ごとのリスク・リターンのチェックを通じて、経営資源の最適配分を目的とする「統合的なリスク管理基準」を制定しています。

そのため、常勤役員ならびに各部室長で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスクの評価、分析および対応方針を審議し、理事会等へ定期的に報告しています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。
 - (1) 貸倒引当金の計上は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。
 - (2) 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。
 - (3) 破綻懸念先債権については、次のいずれかの方法により予想損失額を見積もり、個別引当金として計上しています。
 - ① 貸倒実績率による方法
自己査定結果に基づくⅢ分類額に、貸倒実績率から算出した予想損失率を乗じた額とします。
 - ② キャッシュフローを見積もる方法
個別債務者毎に、Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額とします。
 - ③ 売却可能額を見積もる方法
個別債務者毎に、Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額とします。
売却可能額は、売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を合理的に算定します。
 - (4) 実質破綻先債権、破綻先債権については、自己査定に基づくⅢ・Ⅳ分類額の全額を個別貸倒引当金として計上しています。
 - (5) 貸倒引当金は、每期全額洗替方式により計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (1) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- (2) リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和2年度					令和3年度				
		信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞エク スポージャー
	国内	1,488,547	115,777	421,386	—	—	1,458,784	143,163	379,635	—	—
	国外	16,016	—	16,016	—	—	14,015	—	14,015	—	—
地域別残高計		1,504,564	115,777	437,402	—	—	1,472,799	143,163	393,650	—	—
法人	農業	1,937	1,937	—	—	—	2,082	2,082	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	3,623	2,598	1,002	—	—	3,490	2,466	1,002	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,635	629	1,005	—	—	1,542	537	1,005	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	916	916	—	—	—	1,194	1,194	—	—	—
	金融・保険業	124,992	102,420	22,428	—	—	149,936	129,818	19,024	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	3,654	3,654	—	—	—	3,610	3,610	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	377,570	2,536	375,033	—	—	337,180	2,458	334,721	—	—
	上記以外	847,016	900	—	—	—	831,931	819	—	—	—
	個人	82	82	—	—	—	75	75	—	—	—
	その他	143,134	100	37,932	—	—	141,755	100	37,896	—	—
業種別残高計		1,504,564	115,777	437,402	—	—	1,472,799	143,163	393,650	—	—
残存期間別	1年以下	989,645	72,549	70,979	—	—	989,563	98,613	59,838	—	—
	1年超3年以下	125,500	4,697	120,802	—	—	114,776	5,654	109,122	—	—
	3年超5年以下	57,636	3,749	53,887	—	—	41,679	4,141	37,398	—	—
	5年超7年以下	2,703	1,702	1,001	—	—	6,425	2,420	4,005	—	—
	7年超10年以下	6,130	1,132	4,997	—	—	6,973	990	5,983	—	—
	10年超	179,610	31,808	147,801	—	—	171,561	31,208	139,405	—	—
	期限の定めのないもの	143,337	137	37,932	—	—	141,818	135	37,896	—	—
残存期間別残高計		1,504,564	115,777	437,402	—	—	1,472,799	143,163	393,650	—	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

48 ページをご覧ください。

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

		令和2年度						令和3年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他			目的使用	その他								
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	26	27	－	26	27	－	27	－	27	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲 食・サービス業	53	98	－	53	98	－	98	155	－	98	155	－
	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人		2	2	－	2	2	－	2	5	－	2	5	－
業務別計		82	128	－	82	128	－	128	161	27	101	161	－

（注） 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
 2. 地域別（国内・国外）の開示については、国外への貸出を行っていないため省略しています。

信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	491,662	491,662	—	478,467	478,467
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	—	—	—	—	—
	20%	3,019	857,804	860,823	3,297	842,920	846,218
	35%	—	22	22	—	19	19
	50%	6,048	—	6,048	6,930	—	6,930
	75%	—	11	11	—	9	9
	100%	1,500	17,576	19,076	1,501	12,409	13,910
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	126,918	126,918	—	127,242	127,242
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%		—	—	—	—	—	—
合 計		10,567	1,493,996	1,504,564	11,730	1,461,069	1,472,799

（注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要項」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関および 第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	15,212	－	－
法人等向け	69,492	3,003	－	80,752	3,004	－
中小企業等向けおよび個人向け	－	－	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
合 計	69,492	3,003	－	95,965	3,004	－

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
4. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

(1) 運用管理内規等の種類

- ・ 余裕金運用規程
- ・ 金利先物取引運用管理内規
- ・ 債券先物取引運用管理内規
- ・ 店頭オプション取引運用管理内規
- ・ 金利スワップ取引運用管理内規

(2) 管理内容

次の項目について、これらの取引内規が遵守されていることを確認しています。

- ・ 限度額
取引最高限度、1取引当り限度、未決済建玉限度（先物取引）
- ・ 損切り基準
評価損発生に伴う損切り、半期累積損による損切り（先物取引）

派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和2年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	－	6,454	－	－	－	6,454
(2)金利関連取引	1	4,727	－	－	－	4,727
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	2,993	－	－	－	2,993
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	3,707	－	－	－	3,707
(7)クレジット・デリバティブ	－	547	－	－	－	547
派生商品合計	1	18,431	－	－	－	18,431
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(▲)		－				－
合 計	1	18,431	－	－	－	18,431

令和3年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	－	25,725	－	－	－	25,725
(2)金利関連取引	3	10,760	－	－	－	10,760
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	3,677	－	－	－	3,677
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	3,930	－	－	－	3,930
(7)クレジット・デリバティブ	－	486	－	－	－	486
派生商品合計	3	44,580	－	－	－	44,580
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(▲)		－				－
合 計	3	44,580	－	－	－	44,580

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○ 定義

・法務リスク

法令・規程等に反することにより被るリスク

・事務リスク

事務処理過程での故意または過失等により、収益・信用が損なわれるリスク

または、パソコン等の不正使用により不祥事が発生するリスク

・システムリスク

全銀データ通信システム・手形交換制度等の決済システム・系統信用事業オンラインシステム等の障害により金融システムが混乱するリスク

・風評リスク

マスコミ報道やうわさ等により貯金等が流出するリスク

・経営リスク

経営の舵取り全般に関わるリスク

○ 体制・管理

・法務リスクに対しては、法令・規程等の改正に伴う適切な対応に努めるとともに、役職員への周知徹底を図っています。

・事務リスクに対しては、人材育成および事務遂行能力の向上に努めるとともに、事務処理の相互牽制体制の充実を図っています。

・システムリスクに対しては、システム障害等に対する具体的マニュアルの制定により、リスクの軽減を図っています。

・風評リスクに対しては、マスコミ報道の一元管理に努めるとともに、うわさや憶測等で部外者の誤解を招くような言動の防止に努めています。

・経営リスクに対しては、経営に関わる重要事項について、機動的に検討・対応できるように努め、リスクは、顕在化したもの内在するものを含め担当部署で把握し、統括部署と役員は情報の共有化を図り、最適な経営判断を行う態勢に努めています。

以上のオペレーショナル・リスクは、毎月開催されるリスク管理委員会で評価、分析および対応方針を審議し、理事会等へ定期的に報告しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○ 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

○ 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

- 出資その他これに類するエクスポージャーのリスク管理は、自己査定において、市場性・安全性に照らして適正な評価を行います。
- 時価または実質価額の把握ができない出資その他これに類するエクスポージャーの安全性の判断については、原則として、出資先・株式発行主体の財務状況に基づき行うものとします。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価（単位：百万円）

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	100,295	100,295	100,304	100,304
合 計	100,295	100,295	100,304	100,304

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益（単位：百万円）

	令和2年度			令和3年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）（単位：百万円）

	令和2年度		令和3年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）（単位：百万円）

	令和2年度		令和3年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 （単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	528,182	655,095
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

- （注） 1. ルックスルー方式とは、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産および取引を、金融機関が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を計算する方式です。
2. マンデート方式とは、ルックスルー方式の適用ができない場合に適用される方式であり、ファンドの運用基準（マンデート）に基づき、ファンドの組入資産を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。
3. 蓋然性方式とは、ルックスルー方式およびマンデート方式が適用できない場合、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250％以下または400％以下であるという蓋然性を疎明した場合に、250％または400％のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. フォールバック方式とは、上記いずれの方式も適用できない場合、保有エクスポージャーに1250％のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

（1）リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」といいます。）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

（2）リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、リスク削減に努めています。

（3）金利リスク計測の頻度

月末を基準日として月次でIRRBBを計測しています。

（4）ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

（1）流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- (2) 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (4) 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- (5) 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、通貨間の相関等は考慮していません。
- (6) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利ショックの設定上は不変としています。
- (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE（上方パラレルシフト）については、保有する債券のデュレーションの長期化および海外債券に投資を行う投資信託の残高増加により、前年同期比 9,445 百万円増加し、70,887 百万円となりました。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である 20% を超過していますが、自己資本額は金利リスクを賄える水準にあり、過大なリスクテイクを行っているものではありません。

◇ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

- (1) 金利ショックに関する説明
統合的リスク管理として VaR で計測する市場リスク量を日次で算定しています。
- (2) 金利リスクの前提およびその意味（特に農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点）
VaR とは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことをいいます。当会では計測期間 5 年、保有期間 120 日、信頼区間 99%（変動幅 2.33 標準偏差）の VaR を分散・共分散法により算出しています。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	二
		△ EVE		△ NII	
		令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末
1	上方パラレルシフト	61,442	71,649	2,873	3,546
2	下方パラレルシフト	0	0	1	68
3	スティープ化	28,196	36,830		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	14,654	19,172		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	61,442	71,649	2,873	3,546
		ホ		ヘ	
		令和 2 年度末		令和 3 年度末	
8	自己資本の額	138,218		140,632	

- (注) 1. 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

■ 連結ベースのディスクローチャー

連結対象となる子会社等は該当ありません。

■役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
経営管理委員に対する報酬等	6	1
理事に対する報酬等	35	5
監事に対する報酬等	14	2

(注1) 対象役員は、経営管理委員7名、理事3名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和3年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和3年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

当会の概況

会員数

資格別	令和3年3月末	令和4年3月末
正会員	6	6
准会員	35	34
合 計	41	40

役員

(令和4年7月1日現在)

経営管理委員会会長*	港 義 弘	代表理事理事長	岡 山 勝
経営管理委員会副会長*	田 中 智	代表理事常務	森 末 敬 三
経営管理委員*	佐 藤 誠 治	代表理事常務	松 本 直 樹
経営管理委員*	溝 渕 哲 也	代表監事*	入 谷 宏 毅
経営管理委員*	砂 古 敏 之	監事*	藤 本 一 弥
経営管理委員*	小 林 稔 明	監事*	川 田 治 弘
経営管理委員*	岡 田 孝 浩	員外監事*	北 山 昇
		常任監事	藤 田 晴 由

* 印の役員は非常勤役員です。

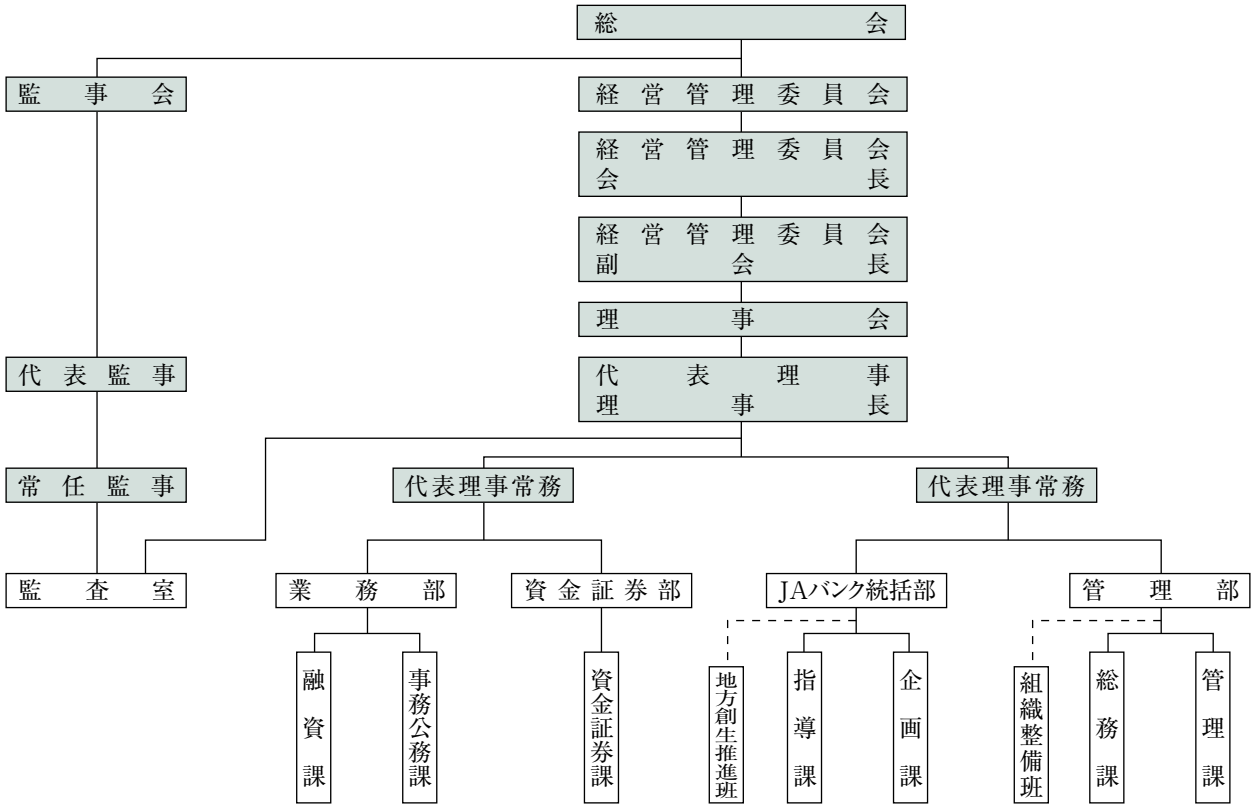
職員

(単位：人)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末
男子職員	37	38
女子職員	22	23
嘱託常よう人	4	4
合 計	63	65

機構

(令和4年7月1日現在)



店舗一覧

(令和4年7月1日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本 所	高松市寿町一丁目3番6号	(087)825-2510

特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

ATM設置状況

(令和4年7月1日現在)

区 分	店舗内	店舗外
信連設置	ATM 1台	12台
J A 設置	ATM 100台	83台

(令和4年7月1日現在)

A T M利用手数料（入出金）						
ご利用内容	ご利用カード等	平 日		土曜日		日曜日 祝 日
		8 時 45 分～ 18 時	8時45分まで および 18 時以降	9 時～ 14 時	9 時まで および 14 時以降	
出 金	JA・JF マリン（全国）発行 のキャッシュカード	無 料 ただし、他金融機関と共同で設置している ATM について、一部 有料となる場合がございます。				
	三菱 UFJ 銀行発行の キャッシュカード（12/31 は曜 日を問わず日・祝日扱いとする）	無 料	110 円 ただし、他金融機関と共同で設置している ATM について対象外 となる場合がございます。			
	JA・JF マリン・三菱 UFJ 銀行発行以外のキャッシュ カード（ゆうちょ銀行を除く）	110 円	220 円	110 円	220 円	
入 金	当会および JA 香川県発行の キャッシュカード・通帳	無 料				
	県外 JA 発行のキャッシュ カード					
	JA 発行以外のキャッシュ カード	ご利用できません。				

(注) J Aバンク香川のATMにおいてキャッシュカードをご利用された場合の手数料です。
各種手数料は、消費税等（10%）が含まれております。

(令和4年7月1日現在)

ATM利用手数料（振込）						
ご利用内容	ご利用カード等	当会あて	JA香川県あて	系統金融機関あて	他行あて	
カード振込	当会および JA 香川県発 行のキャッシュカード	5万円未満	110 円	無 料	110 円	275 円
		5万円以上	220 円	無 料	220 円	330 円
	県外 JA 発行のキャッ シュカード	5万円未満	110 円	110 円(注1)	110 円	275 円
		5万円以上	220 円	220 円(注1)	220 円	330 円
	JA 発行以外の キャッシュカード(注2)	5万円未満	110 円	110 円	110 円	275 円
		5万円以上	220 円	220 円	220 円	330 円

(注1) 一部、ATM 設置店舗により振込手数料が異なる場合があります。

(注2) 振込手数料に加えて、出金手数料が必要になります。

(注3) 各種手数料は、消費税等（10%）が含まれております。

主な手数料一覧 (注) 各種手数料は、消費税等（10%）が含まれております。

(令和4年7月1日現在)

内国為替の取扱手数料							
				系統金融機関あて		他行あて	
送金手数料		普通扱い(送金小切手)		1 件につき	440 円	1 件につき	660 円
振込手数料	窓口利用	5 万円未満	文書扱い	1 件につき	330 円	1 件につき	605 円
			電信扱い	(光ディスク扱	220 円)	(光ディスク扱	440 円)
		5 万円以上	文書扱い	1 件につき	550 円	1 件につき	770 円
			電信扱い	(光ディスク扱	220 円)	(光ディスク扱	440 円)
	J A ネットバンク・A D P	5 万円未満	1 件につき	110 円	1 件につき	275 円	
		5 万円以上	1 件につき	220 円	1 件につき	330 円	
定時自動送金手数料	5 万円未満		1 件につき	220 円	1 件につき	385 円	
	5 万円以上		1 件につき	440 円	1 件につき	550 円	
代金取立手数料	同一交換所(高松)地域内		県内系統金融機関宛 他行宛		店頭入金分	1 通につき	110 円
					期日管理分	1 通につき	330 円
	異なる交換所地域内		県外系統金融機関宛 他行宛		普通扱い	1 通につき	660 円
					至急扱い	1 通につき	880 円

(令和4年7月1日現在)

その他の諸手数料			
振込・送金の組戻料	1 件につき	660 円	
不渡手形返却料	1 通につき	660 円	
取立手形組戻料	1 通につき	660 円	
取立手形店頭呈示料	1 通につき	660 円	
	ただし、660円を超える取立経費を要する場合は、その実費をいただきます。		
小切手帳発行手数料	1 冊（50枚）につき	440 円	
約束手形帳発行手数料	1 冊（50枚）につき	440 円	
為替手形帳発行手数料	1 冊（50枚）につき	440 円	
自己宛小切手発行手数料	1 枚につき	550 円	
通帳・証書再発行手数料	1 通につき	550 円	
I C キャッシュカード再発行手数料	ICキャッシュカードは1 枚につき1,100円、クレジット一体型ICキャッシュカードは1 枚につき660円をいただきますが、キャッシュカードから、ICキャッシュカードおよびクレジット一体型ICキャッシュカードへの更新手数料については無料です。		
貯金残高証明書発行手数料	定例発行	1 通につき 220 円	
	都度発行	1 通につき 550 円	
融資残高証明書発行手数料	1 通につき	220 円	
取引履歴照合表発行手数料	1 通につき	1,100 円	
個人情報開示手数料	1 件につき	660 円	
国債等公共債口座管理手数料	1 口座につき毎年	1,320 円	
	ただし、当分の間免除しております。		
J A ネットバンク利用手数料	1 口座につき毎月	110 円	
	ただし、当分の間免除しております。		
法人 J A ネットバンク利用手数料	基本サービス（照会、振込サービス）月額利用料	1,100 円	
	基本サービス＋データ伝送サービス月額利用料	3,300 円	
J A データ伝送サービス（A D P） 利用手数料	保守料なし	基本サービス月額利用料	3,300 円
		通知サービス月額利用料	5,500 円
	保守料込	基本サービス月額利用料	5,500 円
		通知サービス月額利用料	7,700 円
媒体持込手数料	帳票	受付 1 回あたり	3,300 円
	光ディスク	受付 1 回あたり	2,200 円
未利用口座管理手数料	令和3年10月1日以降に開設された普通・貯蓄貯金口座のうち2年以上ご利用のない残高10,000円未満の口座		1口座につき 1,320 円

事業・商品・サービスのご案内

■貯金業務

貯金は、当会の資金調達を担う重要な業務です。そして、当会の貯金には、一般銀行と異なる特色があります。

それは、貯金残高の大部分が、J A香川県をはじめとする当会への出資団体である会員からの預け入れであるということです。これは、当会が県レベルの農協系統金融機関であるという性格からくるものです。

元をたどれば、会員から預け入れられる貯金の大部分は、J A香川県の組合員、すなわち農業に携わる人々をはじめ、J Aを利用されてい

る方々からの貯金です。つまり当会の貯金は、J Aを利用される方々がJ Aを通じて預け入れられたものです。

貯金の大部分を農業に携わる人々からお預かりしているJ Aですが、J Aは、農家の方だけでなく、地域の金融機関として、どなたでもご利用いただけます。当会でも、J Aや農業関係団体だけでなく、地公体、企業等の法人からも当座性貯金、定期性貯金をお預かりしています。

また、公共料金、県税、各種料金、国民年金保険料の支払い等もご利用いただけます。

貯金の種類	内 容	お預け入れ期間	最低預入額
当座貯金	小切手、手形の支払資金となるもので、主に企業が営業資金の決済口座として使用します。 日々の決済などのため、出し入れが頻繁で、いつでもお支払に応じる必要があることから無利息となっています。	期間の定めはございません	1円以上
総合口座	普通貯金に各種定期貯金をセットすることができ、普通貯金の残高不足の場合にはセットした定期貯金を担保に一定の範囲内で自動融資が受けられます。「預ける（引き出す）」「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」の5機能を備えています。 なお、決済用貯金は無利息です。	期間の定めはございません	1円以上
普通貯金	預け入れ、引き出しが自由な最も一般的な貯金で、給与・年金・配当金等の自動受取口座に指定できます。公共料金等の自動支払い、家計簿サービスの取扱いができ、キャッシュカードでの入出金も可能です。 貯蓄貯金および定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 なお、決済用貯金は無利息です。	期間の定めはございません	1円以上
貯蓄貯金	普通貯金同様に出し入れ自由です。貯金残高に応じた利率が適用され、キャッシュカードでの入出金も可能です。 普通貯金および定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 なお、公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。	期間の定めはございません	1円以上
通知貯金	多額の資金の短期運用に適しています。引き出しに事前の通知が必要な貯金です。	期間の定めはございません（ただし、7日間の措置期間が必要です）	5万円以上
スーパー定期貯金	1か月から10年まで様々な預入期間を選択でき、確定金利で、安全・確実な定期貯金です。 個人の方には、有利な半年複利型（預入期間は3年以上5年以内）もあります。	1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年の定型方式 および1か月超10年未満の期日指定方式	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の資金を有利に運用できる定期貯金です。1か月以上10年以内で自由な運用期間を設定できます。	1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年の定型方式 および1か月超10年未満の期日指定方式	1,000万円以上
変動金利定期貯金	スーパー定期貯金や大口定期貯金が固定金利貯金であるのに対して、変動金利定期貯金は6か月毎に適用金利が変更されます。個人の方のみご利用が可能で、6か月毎の複利型となっています。	3年	1円以上
譲渡性貯金	1,000万円以上の大口資金の短期運用に適した貯金です。満期前に譲渡することも可能ですが、中途解約はできません。	1・3・6か月 1・2・3・4・5年の定型方式 および7日以上5年未満の期日指定方式	1,000万円以上

■融資業務

県内の地域金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金、経済の発展を促進するための中小企業等に対する運転・設備資金に対応しております。特に農業における担い手に対しては、系統組織全体で金融支援を行うためにJ Aと連携し、資金メニューの充実等に取り組んでおります。

また、地域金融機関としての役割から、地方公共団体、農業関連産業、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を融資し、農業の振興はもとより、地域社会発展のために貢献しています。

株式会社日本政策金融公庫資金等の代理貸付も取扱っております。

資金名		目的・資金使途	対象者	期 間
アグリマイティー資金		農業生産・農作物の加工・流通・販売または地域の活性化・地域農業振興を応援する低利の資金です。	会員 農業者	最長 20 年
地場中小企業貸出		地場中小企業の資金需要に対応する無担保、無保証人の資金です。最高限度額は 30 百万円です。	一般法人	最長 5 年
正会員の組合員に対する貸出金		J A の組合員に対して、農業資金、農業外資金、その他の資金を融資します。	J A の組合員	最長 25 年
地方公共団体等に対する貸出金		地方公共団体等が県民の福利増進のために行う事業に必要な資金に対応します。	地方公共団体 公社・公団	最長 30 年
地方公共団体等転貸資金		J A が地方公共団体等に融資する資金の原資に対応します。	J A	最長 30 年
住宅ローン		大型・二世帯住宅ローンなど、住宅建築をバックアップするローンです。	一般個人	最長 35 年
リフォームローン		既存住宅の増改築、改装、補修および付帯する施設に対応する資金です。	一般個人	最長 10 年 6 か月
フレックスローン		自動車等耐久消費財の購入から生活資金まで多様な資金ニーズに対応する資金です。カードローンもあります。	一般個人	最長 15 年
シンジケートローン		事業会社の比較的大口の資金需要に対応する資金です。	事業会社	最長 10 年
仕組みローン		市場金利などの動向により、償還形態等が変動する仕組みを組合わせた貸付形態の資金です。	一般法人 金融機関	最長 10 年
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、直接もしくは間接的に被害を受けた農業者、農業法人等の資金繰りを支援する資金です。	農業者 一般法人	最長 5 年
災害復旧支援資金		被災した地域や地場企業に対し復旧支援を図る資金です。	一般個人 事業会社	最長 10 年
優遇貸出		地域経済の活性化等を目的に優遇金利・無担保・無保証の融資枠を設定して実行する資金です。	県内地場優良 企業	最長 10 年
一般資金		既製の制度では対応できない資金需要に対応します。いわばオーダーメイドの融資です。	一般法人・個人	最長 35 年
制度 資金	農業近代化資金	農業の経営改善を図り、近代化を推進するための低利融資です。	J A ・農業団体	最長 20 年
	中山間地域 活性化資金	中山間地域における、農産加工事業、保健機能増進等の事業に対する低利融資です。	農業団体・ 農業関連企業 J A の組合員	最長 25 年

■登録金融機関業務

当会は、国債窓口販売（新型窓口販売方式）、個人向け国債の窓口販売を行っています。

また、多様化する資金運用ニーズに応えるため、国内外の債券、株式等に投資する投資信託、受益証券の窓口販売を行っています。商品概要等、詳しい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。

今後とも、お客様の資産運用ニーズにお応えできるようサービス機能の充実に努めてまいります。

■各種サービス

・JAキャッシュサービス

全国どこでもJAバンクでもキャッシュカード1枚でATMから現金の引き出し、預け入れ、残高照会、カードローンの借入れができます。自動化機器は当会単独設置のほか、他の金融機関との共同設置もしています。

また、全国のJAバンクATMにおいて、現金の引き出しおよび預け入れを終日無料としており、キャッシュカードでのご利用が便利になっています（ただし、一部の共同設置ATM等は対象外となります）。

さらに、全国のJAバンクATMで、JAバンクのキャッシュカードによる振込がご利用いただけます（上記サービスは、ご利用のATMがシステム変更済みの場合にご利用いただけます）。

・JAカード（クレジットカード）

サインひとつでショッピングができるJAのクレジットカードは、「JAならではの」の特典を始めとしたお得なサービスを受けることができます。

また、全国のJAバンクをはじめ提携金融機関・コンビニATM・CDでの自動キャッシングのご利用および海外のATM・CDでは現地通貨でのキャッシングもご利用いただけます（あらかじめ設定いただいたキャッシング利用可能枠の範囲内でのご利用となります）。

・ICキャッシュカード

盗難・偽造被害を防止するために、県内におけるICキャッシュカードおよびJAカード（一体型）による取扱いをしています。お客様がICキャッシュカード等を使用することにより、高いセキュリティが確保され、さらに安心してご利用いただけるよう、県下のJAが設置しているATMは全てIC化対応となっています。

また、キャッシュカードからICキャッシュカードおよびJAカード（一体型）への更新手数料を「無料」で行っています。

・業態間キャッシュサービス（MICS）

全国の都銀、地銀、信託銀行、第2地銀、信金、信組、労金との間で相互利用の提携（MICS）を実施し、JAバンクのキャッシュカードによる、現金の引き出し、残高照会がご利用できます（残高照会の手数料は、ATM稼働時間であれば、時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます）。

・デビットカード（J-Debit）サービス

小売店、家電量販店での買い物や飲食等の代金を全国の「J-Debit マークのある加盟店」でJAバンクのキャッシュカードを使ってお支払いいただけます。

・他金融機関設置ATMにおけるカード振込

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、他金融機関設置ATMにおいてカード振込をご利用いただけます（ただし、一部金融機関は対象外となります）。

・その他提携先とのキャッシュサービス

JAバンク香川のキャッシュカードをお持ちのお客様は、三菱UFJ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イーネットATM、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用できます（セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATM・ゆうちょ銀行の

A T Mではご入金も無料でご利用できます)。

※ なお、業態間キャッシュサービス (M I C S) およびその他提携先とのキャッシュサービスについては、土曜・日曜・祝日最大で8時から21時までご利用いただけます (A T M稼働

時間は、キャッシュサービスコーナーによって異なる場合があります)。

主なキャッシュサービス提携先の手数料一覧
提携先でJ Aバンク香川のキャッシュカードをご利用された場合

(令和4年7月1日現在)

キャッシュサービス提携手数料				
ご利用内容	提携先	平 日 8:45 ~ 18:00	土曜日 9:00 ~ 14:00	平日・土曜日の その他時間帯および 日曜日・祝日
出 金	三菱U F J 銀行	無料	110 円	
	セブン銀行・ローソン銀行・ イーネットA T M	無料		110 円
	J F マリンバンク	無料		
	ゆうちょ銀行	無料	110 円	
	その他 (M I C S 提携)	110 円	220 円	
入 金	セブン銀行・ローソン銀行・ イーネットA T M	無料		110 円
	ゆうちょ銀行	無料		

(注) 1. 上記各種手数料は、消費税等 (10%) が含まれております。
 2. 祝日が土曜と重なる場合は、日曜・祝日その他時間帯のご利用手数料となります。
 3. ご利用の金融機関・A T Mにより、手数料が異なる場合がございます。詳しくは、ご利用A T Mの掲示等でご確認ください。

・為替サービス
 全国のJ A、信連、農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当会窓口を通して全国のどこの金融機関へも送金や手形、小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替を取扱っています。
 また、A T Mでの為替振込も取扱っています。

・給与振込サービス
 給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必

要なときにお引き出しいただけます。

・自動受取サービス
 国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配ありません。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。

・自動支払サービス
 電気 (四国電力、中国電力)・電話 (N T T、各種携帯電話)・N H K放送受信料等公共料金のほか、香川県立高校授業料、各種クレジッ

ト代金など、お客様のご指定いただいた普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたします。

・マリネット代金回収サービス

お客様の集金事務の合理化・資金管理を積極的にご支援させていただくため、香川県内に本店を有する7金融機関と近県地銀14行およびゆうちょ銀行のお取引口座を利用して、迅速・正確にお客様の代金を一括処理する便利なサービスです。

・株式払込金受入サービス

会社設立、増資の払込金をお預かりいたします。

・JAネットバンクサービス

24時間、いつでも、どこでも、JAの窓口やATMに出向くことなく、インターネットを利用できるパソコンおよびスマートフォンを使用して、各種サービス（残高照会や振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、定期貯金など）をご利用になれます。

また、JAネットバンクと一緒に使える通帳アプリ「かんたん通帳」やマネーフォワードと連携した家計簿アプリ「マネーフォワード for JAバンク」を利用することで、家計の管理、入出金の管理がより簡単、便利になります。

・法人JAネットバンクサービス

窓口に一度ご来店し契約いただくだけで、インターネットに接続されているパソコンから、各種口座照会や資金移動サービスのほか、伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の各種サービスをお気軽にご利用いただけます。

・JAデータ伝送サービス

（AnserDATAPORT方式）

専用回線を利用して、パソコンやホストシステムから総合振込、給与・賞与振込、口座

振替等のサービスをご利用いただけます。高速かつ短時間で大容量の取引が可能であり、高いセキュリティで伝送することが可能です。

・マルチペイメント

ネットワーク（MPN）サービス

窓口での収納、ATMおよびJAネットバンクを利用して、電気、ガス、電話等の公共料金や税金、通信販売等の支払いができ、即時に収納機関（官公庁、地公体、収納企業）に通知されるサービスを行っています。

・定時自動送金サービス

学費・生活費の仕送り、企業の資金回送、家賃の支払い等、お客様が指定した日に指定された振込金額を指定口座から引き落とし、受取人口座に振り込むサービスを行っています。

・でんさいサービス

「でんさい」とは、手形・振込に代わる新たな決済手段で、ペーパーレスのため手形と比べて安心安全・効率的・経済的です。ご利用にあたっては、「法人JAネットバンク」のご契約があらかじめ必要となります。

商品利用の留意事項

当会の金融商品をご利用されるにあたっての主な留意事項等は次のとおりです。

■金利変動リスク

・「変動金利定期貯金」

変動金利定期貯金は、6 か月毎に適用金利が変更されるため、金利水準が低下すれば、当初予想された受取利息より少なくなる可能性があります。

・「住宅ローン」

住宅ローンには固定金利型住宅ローンと変動金利型住宅ローンがあり、固定金利型は契約時の利率が最終償還日まで適用されますが、変動金利型の場合は6 か月ごとに適用利率が変更されますので、金利水準が上昇すれば当初の返済予定額に比べて増額される場合があります。

■中途解約によるリスク

貯蓄商品を期日前に換金（解約）する場合、適用利率が低くなるうえに、非課税の恩恵を受けられなくなるもの、または元本割れを生じるものがあります。

・「国債」

国債は期日まで保有すれば額面どおり受け取ることができますが、期日前に売却する場合、金利水準によっては元本割れを生ずる場合があります。

また、個人向け国債についても期日まで保有すれば額面どおり受け取ることができますが、期日前に換金する場合、お支払い済みの利子額を中途換金調整額が上回ると、元本を割り込むことがあります。

・「投資信託」

投資信託は貯金保険の対象ではなく、証券会社以外で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象でもありません。また、値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります。）ので基準価額が変動し、元本および利息を保証するものでもありませんから、投資した資産の価値が減少するリスクがあります。

リスク管理情報

当会では、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、「リスク管理の基本方針」ならびに「リスク管理規程」を定め、さらに年度ごとのリスク管理の重点方針を策定しリスク管理を行っています。

金融機関が抱えるリスクとしては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等があります。当会では、これらの異なるリスクを統一的・網羅的に管理することを目的に「統合的なリスク管理基準」を設け、リスク量の把握、分析ならびに評価を行い、管理しています。

■リスク管理に対する取組み

当会のリスク管理に対する取組みとして、重要な意思決定は、経営レベルで行います。特に市場関連取引の諸リスクについては「資金運用会議」で十分な検討を行い、運用方針を決定します。

運用部門は、各々決定された方針に基づき、売買やリスクヘッジを執行します。また、リスク管理を徹底するため、デリバティブ取引において一定の損失枠をオーバーした場合、即時に取引を停止するロスカットルールを確立しています。

また、相互牽制機能として、内部監査を実施しています。内部監査にあたっては、事務処理状況とともに内部牽制、事務管理面にも留意しております。内部監査結果については経営者層への報告を行い、翌年度には改善状況を検証することで、リスク管理の充実・強化に努めています。

■リスク管理委員会

経営環境の変化にともない発生する諸リスクを分散・回避し、経営の一層の安定化を図るべく、リスク管理委員会を適時に開催（令和3年度は13回）しています。

当会では、主要なリスク（市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク）の計量化を行い、これらに対する資本配賦を行っています。算出したリスク量について、経営層ならび

法令等の遵守

に関係部署へ報告・協議を行う等の体制となっています。

■県域ALM機能協議会

J Aバンク香川が一体となって県域でのALMを検討していくため、J A香川県の役員、農林中央金庫高松支店長を構成員とする「県域ALM機能協議会」を開催し、費用・収益のバランスの研究および調達・運用にかかる情報の共有に加え、信用事業運営における県域の課題を共有し、課題解消に向けて県域が一体となって取り組んでいます。

■運用リスクの軽減

会員の皆様方からお預かりした大切な資金を安全に運用するため、令和3年度も信用リスク・流動性リスク・市場リスクに留意しつつ、安定的かつ効率的な運用に努めました。

長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策の長期化により、国債等債券への投資が困難な運用環境のなか、分散投資効果を発揮するポートフォリオの構築を図ることで運用リスクの軽減に取り組んでいます。

■バーゼル規制への対応

バーゼルⅢ規制に対応するため、全国統一の「系統BISシステム」により適正な自己資本比率、金利リスクを算出し、自己資本の質・量の強化に取り組むとともに、健全性の維持・向上のため、自己管理型のリスク管理への取り組みも行っています。

金融機関の業務やリスクが多様化・複雑化していくなかで、金融機関を巡る相次ぐ不祥事件・経営破綻の発生を機に、透明かつ公正な経営が強く求められました。

そのため、金融機関は従来以上に自己責任原則に基づく業務運営の確立と徹底した自己規律・自助努力が要求され、法令等の遵守（コンプライアンス）態勢を確立し、透明性の高い経営を行うことを通して、社会的責任を果たしていくことが一層求められています。

■コンプライアンス基本方針

当会では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、具体的な行動指針や基準を示し、役職員への周知徹底を図っています。

また、具体的な行動指針や基準によって法令等を遵守するためのメカニズムを構成し、具体的な罰則や報告義務等を明記することにより実効性のある態勢の構築に努めています。

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「J Aバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを実現していくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業

務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、積極的に持続可能な社会の実現に貢献します。

■コンプライアンス態勢の確立

コンプライアンスの運営体制として、統括部署や責任者の設置、また、不祥事発生に際しての機動的な対処が可能な体制整備等が求められています。

当会では、コンプライアンス・マニュアルを策定して報告や処理等のルールの特明確化、報告体制の整備、コンプライアンス研修等、将来の事故防止のために様々な方策を講じています。

また、当会全体のコンプライアンス・プログラムを策定して年間計画を具体化するとともに、統括責任者および各部署に責任者・管理者を配置し、各部署でのコンプライアンス・プログラムに従って実践・評価を行っております。

さらに、コンプライアンス委員会を定期的な開催（令和3年度は11回）し、各種審議事項の検討を行うとともに、重要事項については理事会・経営管理委員会に報告するなど、役職員が一体となって健全かつ適切な事業運営に努めるなど、コンプライアンス態勢の確立に努めています。

■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針等

当会は、事業を行うにつましまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除にかかる総責任者は常務理事（管理部門）とし、これらにかかる態勢を適切に整備する責任を負います。

（運営等）

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当会は、警察、公益財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専

門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

なお、国際的なマネー・ローンダリング等対策強化として、現在、お客さまの情報の定期的な再確認を行っています。お客様の口座が不正に利用されること等を防ぎ、安心・安全にお取引いただけるよう取り組んでいます。

■金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切

かつ十分に対応します。

3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

■利用者保護等の取組み

1. 取引時確認の強化

犯罪収益移転防止法に基づき、①口座開設等の取引開始、②10万円を超える現金振込、③200万円を超える現金の出入金取引等の際にお客様の氏名・住所・生年月日・職業や取引を行う目的等についての確認を行っていましたが、同法の改正により、平成28年10月1日より、外国PEPs（外国の重要な公的地位を有する方）の確認や、法人のお客様については、実質的支配者等の確認も行っています。

2. 個人情報保護および利用者保護の取組み

「個人情報の保護に関する法律」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のガイドラインに沿ってプライバシー・ポリシー等を制定のうえ個人情報の厳格な取扱を実施しています。

また、利用者保護等管理方針を制定し、利用者の正当な利益の保護と利便確保のため、方針を遵守し、継続的な取り組みを行っています。

3. セーフティーネットの充実

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」の二重のセーフティネットで守られています。

4. 偽造・盗難キャッシュカード対策

昨今の偽造・盗難カードによる不正な取引等からお客様の貯金をお守りするため、県内JAでは偽造しにくいICキャッシュカード

に対応したATMを設置しています。

また、全国農協貯金ネット、業態間ネット、ゆうちょネット等県内外の金融機関ともICキャッシュカードの取扱が可能になっています。

■非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度への対応

現在、特定米国人等を対象とした脱税および租税回避への対処として、米国の「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に基づき、新規でお取引いただく方を対象に、自己宣誓書等の記入をお願いし、年1回、特定米国人等の方の情報を、米国内国歳入庁に報告しています。

さらに、経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するために、金融機関が非居住者にかかる金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。これに伴い、以下のお取引をいただく場合には、お取引をされる方の居住地国（例：日本）等のお届けが必要となります。

○対象となるお取引

- ・貯金の預入を内容とする契約の締結
- ・国債・投信の口座の開設

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

■金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当会の苦情等受付窓口＞

- ・電話：087-825-2523（事務公務課）
087-825-2525（融資課）
087-825-2548（管理課）
- ・受付時間：月～金 9時～17時
（金融機関の休業日を除く）

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・岡山弁護士会
- ・愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）

1. の窓口（管理課）またはJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

■金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組みます。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の

実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な下記体制を整備しております。

(1) 理事長以下、関係役員、部室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 業務部門担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 「金融円滑化管理担当者」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

(2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りします。）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■プライバシー・ポリシー

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に揭示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご

本人からの開示のお申し出につきましては、
迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のため
の取組みを継続的に見直し、その改善に努め
ます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・
ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅
速に対応します。

当会のあゆみ（沿革）

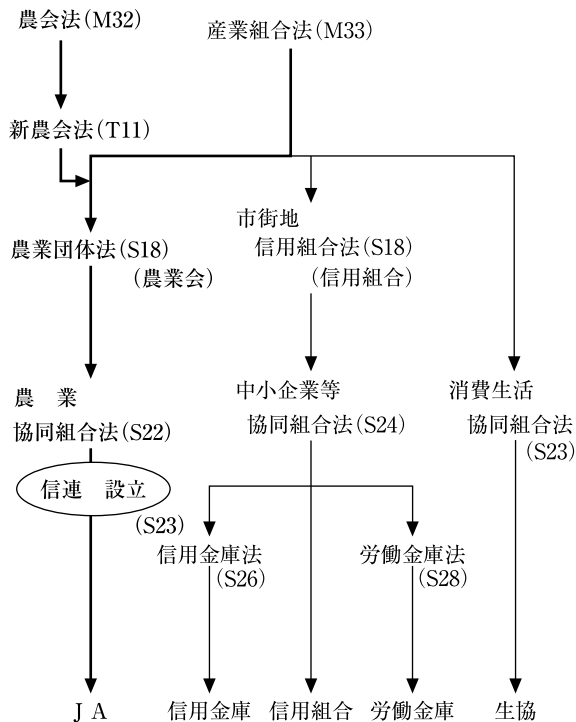
協同組合運動の先駆者たちは、資本主義の発展過程のなかで、人間性の尊重を基本とした、協同組合運動を起こしました。

明治以降、産業組合を主軸として、制度的な歩みが始まり、多くの先人達はその発展のために思索、実践してきました。その後、昭和18年に農村産業組合は農会と統合し、農業会となりました。

農業会は、昭和20年12月に発せられた「農民解放指令」に基づき昭和23年8月には解散することとなり、昭和22年11月公布された農業協同組合法による新しい協同組合が誕生しました。

その後、連合会設立運動が展開され、昭和23年8月11日当会は誕生しました。

協同組合法の変遷（抜粋）



昭和22年	1947	農業協同組合法公布
23	1948	信連創立総会、業務開始
24	1949	農林中央金庫業務代理契約締結
29	1954	農林漁業金融公庫と貸付業務受託契約締結
30	1955	自作農維持創設資金取扱開始
31	1956	農業改良資金取扱事務受託契約締結
36	1961	高松市寿町に農協会館落成
38	1963	住宅金融公庫受託業務開始 農協連共通役員就任
39	1964	全国農協貯金者保護制度発足
41	1966	内国為替取引契約締結

44	1969	J A 貯金 1,000 億円達成
48	1973	全国農協信用事業相互援助制度発足
49	1974	信連貯金 1,000 億円達成
54	1979	全銀内為制度に加盟 C D 1 号機運用開始 県指定代理金融機関となる J A 貯金 5,000 億円達成
56	1981	J A 信用事業オンライン開始
57	1982	高松市収納代理金融機関となる
58	1983	キャッシュカードによる県内ネット取扱開始 【金】【協同カード】取扱開始 信連貯金 5,000 億円達成
59	1984	J A 全銀内為制度に加盟 【全国農協貯金ネットサービス】開始 A T M 1 号機運用開始
61	1986	【国債等代理窓販】取扱開始
平成元年	1989	J A 貯金 1 兆円達成
2	1990	2 業態間と C D オンライン提携 自動化機器日曜稼働開始
3	1991	6 業態間と C D オンライン提携開始 全国農協貯金ネットサービス日曜稼働開始 【両替】取扱開始 信連貯金 1 兆円達成
4	1992	C I 導入《農協》から愛称《J A》へ
5	1993	農協法改正施行
6	1994	地域金融 V A N ・ マリンネット開始 【国債窓販】取扱開始
7	1995	日銀歳入金受入サービス開始
8	1996	当座性貯金口座番号 7 桁化 相互援助制度改正
9	1997	農協改革関連二法施行
10	1998	香川県農協 50 周年記念大会開催 自動化機器祝日稼働開始、利用時間延長 信連設立 50 周年
11	1999	【投信窓販】取扱開始
12	2000	経営管理委員会制度導入 J A 香川県誕生 郵貯とキャッシュサービス提携
13	2001	【同一交換所（高松）】加盟
14	2002	【J A バンクシステム】開始 【J A S T E M システム】へ移行
15	2003	【個人向け国債】取扱開始 【J A バンク相談所】開設 【J A ネットバンクサービス】開始
16	2004	【マルチペイメントサービス】開始
17	2005	【決済用貯金】取扱開始 セブン銀行とキャッシュサービス提携
18	2006	【新 J A カード】【I C キャッシュカード】取扱開始
19	2007	全国農協貯金ネットサービス土日祝日入金取引開始
20	2008	全国の J A バンク A T M で顧客手数料無料化実施
23	2011	【J A S T E M 新システム】へ移行 【農業金融センター】開設 【全国印鑑システム】へ移行
24	2012	第 13 回香川県 J A 大会で組織整備方針決議
25	2013	県 1 J A 誕生 イーネット A T M、ローソン A T M とキャッシュサービス提携
26	2014	【法人 J A ネットバンクサービス】開始
27	2015	【J A バンクでんさいサービス】開始 第 14 回香川県 J A 大会で組織整備方針決議
29	2017	事務所仮移転
30	2018	【J A バンク相談所】を【一般社団法人 J A バンク相談所】へ移管 【J A S T E M 新システム】へ移行 第 15 回香川県 J A 大会で組織整備方針決議
令和元年	2019	【小規模企業共済】取扱開始 全国の J A バンク A T M で夜間・土日祝日即時入金開始
2	2020	事務所新 J A ビルへ移転
3	2021	【J A データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）】開始 第 16 回香川県 J A 大会で組織整備方針決議

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目

(農業協同組合法施行規則第204条関連)

1 概況及び組織に関する事項	…… 80
(1) 業務の運営の組織	…… 80
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	…… 80
(3) 会計監査人の氏名又は名称	…… 42
(4) 事務所の名称及び所在地	…… 81
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	…… 81
2 主要な業務の内容	…… 83
3 主要な業務に関する事項	…… 16
(1) 直近の事業年度における事業の概況	…… 16
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	…… 16
a 経常収益	…… 58
b 経常利益又は経常損失	…… 58
c 当期剰余金又は当期損失金	…… 58
d 出資金及び出資口数	…… 58
e 純資産額	…… 58
f 総資産額	…… 58
g 貯金等残高	…… 58
h 貸出金残高	…… 58
i 有価証券残高	…… 58
j 単体自己資本比率	…… 58
k 剰余金の配当の金額	…… 58
l 職員数	…… 58
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	…… 59
a 主要な業務の状況を示す指標	…… 59
i 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	…… 55
ii 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	…… 55
iii 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	…… 59
iv 受取利息及び支払利息の増減	…… 56
v 総資産経常利益率及び純資産経常利益率	…… 59
vi 総資産当期純利益率及び純資産当期純利益率	…… 59
b 貯金に関する指標	…… 59
i 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	…… 43
ii 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	…… 43
c 貸出金等に関する指標	…… 44
i 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	…… 44
ii 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	…… 44
iii 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	…… 45, 46
iv 使途別（設備資金及び運転資金）の貸出金残高	…… 45

v 主要な農業関係の貸出実績	…… 47
vi 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	…… 45
vii 貯貸率の期末値及び期中平均値	…… 60
d 有価証券に関する指標	…… 50
i 商品有価証券の種類別の平均残高	…… 50
ii 有価証券の種類別の残存期間別残高	…… 51
iii 有価証券の種類別の平均残高	…… 50
iv 貯証率の期末値及び期中平均値	…… 60
4 業務の運営に関する事項	…… 88
(1) リスク管理の体制	…… 88
(2) 法令遵守の体制	…… 89
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	…… 92
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	…… 92
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	…… 18 ~ 21, 23
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	…… 18 ~ 21, 23
(2) 債権にかかる額及びその合計額	…… 49
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	…… 49
b 危険債権	…… 49
c 三月以上延滞債権	…… 49
d 貸出条件緩和債権	…… 49
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	…… 49
(4) 自己資本の充実の状況	…… 61
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	…… 52
a 有価証券	…… 52
b 金銭の信託	…… 53
c デリバティブ取引	…… 53
d 金融等デリバティブ取引	…… 53
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	…… 53
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	…… 48
(7) 貸出金償却の額	…… 48
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	…… 42

連結開示項目

(農業協同組合法施行規則第205条関連) …… 78

その他重要な事項

(農業協同組合法施行規則第207条)
役員等の報酬体系 …… 79

— J A 信 用 事 業 の 目 指 す 姿 —

- ① 期 待 に 応 え る サ ー ビ ス の 提 供
- ② 「 J A バ ン ク 」 ブ ラ ン ド の 確 立
- ③ 地 域 金 融 機 関 と し て の 信 頼 さ れ る 経 営

系統信用事業は、21世紀の経済・社会の中で地域の中核としてその役割を充分発揮できるよう、1つ1つの地道な活動を通して皆さまからの信頼にお応えいたします。

J A は 地 域 の 皆 さ ま と 二 人 三 脚 。

地 域 に 密 着 し た 活 動 を 行 っ て い ま す 。

令和4年7月25日 発行
香川県信用農業協同組合連合会(JA香川信連)
香川県高松市寿町一丁目3番6号

TEL (087)825-2516 FAX (087)851-7462
URL <http://www.jabank-kagawa.or.jp>



第54回「貯蓄に関するポスターコンクール」

【JA香川信連理事長賞】

荒木 柚吏さんの作品

(小学校117校、1,142点の作品が寄せられました)

香川県信用農業協同組合連合会
登録金融機関
四国財務局長(登金)第92号